

平成25年度
大学まちづくり政策形成事業
～酒田市における家庭教育支援に関する調査研究～

報告書

東北公益文科大学

【 執筆 者 】

國眼 真理子	(東北公益文科大学 教授)	<担当 I . III - 1 . VI >
伊藤 眞知子	(東北公益文科大学 教授)	<担当 II - 1 >
渡辺 暁雄	(東北公益文科大学 准教授)	<担当 V >
武田 真理子	(東北公益文科大学 准教授)	<担当 IV >
竹原 幸太	(東北公益文科大学 准教授)	<担当 II - 2 >
小関 久恵	(東北公益文科大学 講師)	<担当 III - 2 >

目次

I	調査研究の目的と活動実績.....	5
1.	調査研究の目的.....	5
2.	調査研究に関わる活動.....	6
II	各学問分野における家庭教育に関する現状認識.....	8
1	社会学（家族社会学）の観点からみた家庭教育、家族.....	8
	（1）家庭教育について.....	8
	（2）家族と子育て.....	10
	（3）〈補論〉家庭教育支援としての「親の育ちの応援」.....	11
2.	児童福祉サービスの展開と課題－2000年代を中心として.....	13
	（1）研究の分析視角.....	13
	（2）子育て世代の意識と社会保障・子ども支援の対応状況－本調査をめぐる基礎知識.....	15
	（3）子どもの貧困という視点と本調査への示唆－子どもの幸せ平等のための条件整備.....	19
	（4）〈補論〉家族教育政策の変遷－教育・福祉関連法における家庭教育の位置づけの歴史.....	20
	（5）家庭教育概念の再考－家庭教育支援の調査を進めるために.....	23
III	子育て支援に関するヒアリング調査およびその結果.....	27
1.	中心市街地区における子育て支援の状況.....	27
	（1）中心市街地区ならびに川南地区.....	27
	（2）酒田子育て支援センターにおけるヒアリング調査.....	27
	（3）地域担当保健師ヒアリング調査.....	29
	（4）当地域の課題.....	33
2.	松山地区における子育て支援の状況.....	35
	（1）対象地域の特性.....	35
	（2）松山子育て支援センター・ヒアリング調査.....	35
	（3）地域担当保健師・ヒアリング調査.....	39
	（4）当地域の課題.....	44
IV	酒田市における家庭教育資源の整理.....	45

V 弘前大および弘前市におけるヒアリング調査.....	53
1. 弘前市における子育て支援の状況.....	53
2. 弘前大学 生涯学習教育研究センターにおけるヒアリング調査.....	53
3. 「弘前市駅前こどもの広場」におけるヒアリング調査.....	56
(1) 弘前市駅前こどもの広場について（金川氏，尾崎氏）.....	56
(2) 弘前市の公民館活動について（木村氏，金川氏）.....	61
(3) 家庭教育の捉え方.....	62
4. 「NPO法人 弘前子どもコミュニティ・ぴーぷる」におけるヒアリング調査.....	62
5. ヒアリング調査全体を通しての考察.....	64
VI 次年度の調査研究に向けて.....	68
引用・参考文献.....	72

I 調査研究の目的と活動実績

1. 調査研究の目的

1989（平成元）年 1.57 ショック以降、我が国では少子化対策が喫緊の課題となり、1990年代以降、エンゼルプラン等において子育て支援施策が展開され、2003年には次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法が制定された。これらの法的基盤を得て、各自治体では、子育て支援に力を入れ、さまざまな支援施策が展開されてきた。

酒田市では現在、「酒田市子育て支援行動計画（後期計画）」の下で 317 の事業が実施されており、また行政だけでなく、NPO、住民自治組織、その他の組織・団体が様々な方法により「子育て支援」に取り組んでいる。しかし一方で、平成 25 年度に酒田市が実施した市全域の 0 歳児から小学校 6 年生までの保護者を対象にしたニーズ調査（速報）によれば、子育てに不安や負担を感じていると回答した保護者は 40%を占め、5 年前のニーズ調査時よりさらに増加傾向にある。また児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、子育てに関する悩みや困りごとが、家庭の内に潜在化し易い傾向が伺える。すなわち、諸分野での子育て支援施策によって子育てを支える社会資源は整備されたものの、肝心の子育て当事者がそれらの社会資源を活用し、子育てニーズを充足しているとは言えない状況にあるのではないかと考えられる。

そこで、本調査研究では、平成 27 年度から本格施行される「子ども・子育て支援新制度」に向けた準備が開始するこの時期に、改めて「家庭教育」の概念および、それに向けて期待される事項を整理したうえで、行政（子育て支援課にとどまらない関係各課の専門的で総合的な支援）、NPO、保育園、幼稚園、学校、地域社会などの社会資源が子どもとその保護者に対して行っている支援の実態や課題を抽出するとともに、実態に即した子育て支援施策の方途を明らかにすることを目的とする。

本調査研究では、まず酒田市における家庭教育支援の実態を把握するために、行政（関係各課）、NPO、保育園、幼稚園、学校、住民自治組織などの社会資源と資源間の連携、家庭教育を担う保護者へのヒアリング調査を実施する。次いで、ヒアリング調査結果や酒田市健康福祉部子育て支援課が「子ども・子育て支援新制度」に向けその基礎資料とすべく実施した平成 25 年秋のニーズ調査を分析し、それを踏まえて、家庭教育の当事者である酒田市内に居住する保護者の子ども観や育児観、ならびに親支援へのニーズ等を明らかにするために、アンケート調査を実施する。同調査は広くゼロ歳児から 18 歳未満の子どもを育てている保護者を対象とし、また酒田市全域を対象とすることにより、酒田市の子育て支援や親支援の全体像を把握することを目指す。

今年度は、「家庭教育」に関する論点を整理した上で、家庭教育支援の実態把握に努めるために、酒田市の子育て支援において中核的な機能を果たしている子育て支援センターと地域を担当する保健師の協力を得て、ヒアリング調査を実施した。さらに本市と比較検討するために、酒田市同様、地域外からの流入がある市街地と周辺農村部を有し、なおかつ「家庭教育」を前面に出した支援を継続的に行っている自治体として青森県弘前市を選び、子育て・子育て支援の実態について、弘前大学ならびに市街地に立地する子育て支援センターや子育て支援に関わる NPO の 3 機関においてヒアリング調査を実施した。本報告書は今年度の成果をまとめたものである。

本調査研究は3ヵ年計画で実施し、上記調査結果の分析により、酒田市が抱える具体的な家庭教育支援の課題を抽出し、2年目以降のより詳細な研究に結び付ける所存である。

2. 調査研究に関わる活動

年月日	内容	備考
H25. 3. 28	本事業にかかる打ち合わせ	酒田市教育委員会 学校教育課、社会教育課、健康福祉部子育て支援課、健康課
4. 08	担当教員が関係する家庭教育関連事業の確認 家庭教育に関するブレーストーミング 研究計画書の作成	
6. 19	「家庭教育」「家庭教育支援」「子育て支援」概念の整理 酒田市（子育て支援課）による「ニーズ調査」の検討	
7. 03	酒田市関係部署職員との学習会の開催（1） 「家庭教育および家族と子育て」（伊藤真知子報告）をテーマに議論	酒田市教育委員会 学校教育課、社会教育課、健康福祉部子育て支援課、健康課
7. 24	酒田市関係部署職員との学習会の開催（2） 「児童課程福祉サービスの展開と課題」（竹原幸太報告）をテーマに議論	酒田市教育委員会 学校教育課、社会教育課、健康福祉部子育て支援課、健康課
8. 08	調査の進め方（酒田市ニーズ調査との整合性を配慮） 本事業における調査の視点の確認（期待される成果） 市内2地区の子育て支援センターにおけるヒアリング実施を決定	
9. 19	ヒアリング内容の確認 先進地域との比較検討の必要を確認	
10. 04	酒田子育て支援センター ヒアリング調査の実施	（國眼・武田・竹原グループ）
10. 10	松山子育て支援センター ヒアリング調査の実施	（伊藤・小関・渡辺グループ）
10. 15	ヒアリング調査を通じた問題点の整理 川南地区の現状、ひとり親世帯への子育て支援、祖父母が子育てを担う世帯への子育て支援について 子育て支援サービス利用者の特性把握等について議論	

10.29	子育て支援センターのヒアリング内容の確認および今後の検討課題の整理 酒田市が提供するサービスの整理（マップづくり） 先進地域視察の検討（三世代同居の減少、市域の拡大を踏まえ選定）	
11.12	保健師ヒアリング進捗状況の確認	
12.02	松陵地区担当保健師（佐藤美恵子氏）ヒアリング	（竹原・國眼）
12.06	同上（斉藤範子氏）ヒアリング	（武田・竹原）
12.06	松山地区担当保健師（後藤智子氏および鈴木智子氏）ヒアリング	（伊藤・小関・渡辺）
12.17	視察地の決定：弘前市（弘前大学深作先生に仲介を依頼） 2月下旬に実施を予定	
12.26	弘前訪問日時の決定、ヒアリング内容およびヒアリング対象の検討	
H26.1.21	ヒアリング対象の決定&ヒアリング日時（2月16日より2泊3日） 今年度報告書の構成及び担当の決定 今年度事業計画変更書内容の確認 3月中旬に酒田市関係部署への報告会の実施を決定	
2.06	今年度事業計画変更書内容の再確認 弘前調査実施計画およびヒアリング項目の細目検討	
2.16 ～2.18	弘前市におけるヒアリング調査の実施 弘前大学（深作拓郎先生）、弘前市駅前子どもの広場（主任保育士 尾崎暁子氏・弘前市健康福祉部子育て支援課 金川浩人氏・弘前市教育委員会生涯学習課 木村政巳智氏）、NPO法人弘前こどもコミュニティ・ぴーぷる（工藤英子氏・八柳角弥氏）	
2.28	ヒアリング調査のまとめおよび報告書進捗状況確認	

II 各学問分野における家庭教育に関する現状認識

1. 社会学（家族社会学）の観点からみた家庭教育、家族

家庭教育について、住田正樹は「字義通り、家庭という生活の場で行われる教育をいう」（住田 2012:17）とし、本田由紀は『家庭教育』すなわち家庭における『子育て』（本田 2008:3）と定義している。かつては、社会教育における成人教育の一分野として社会教育に包含されていた「家庭教育」が、社会教育法改正（2001年、2008年）および教育基本法改正（2006年）によって独立した項目となった。すなわち、「親に対する（行政の責任のもとに行う）社会教育」から「家庭で親が子に対して行う教育」への転換である。

では「家庭教育」にかかわる施策として必要なものとは何か。家庭の中で行われることに行政はどこまで踏み込めるのか。国が各家庭のあり方にまで介入することになりはしないか。他方、基礎自治体は地域の特性に応じて柔軟に、必要とされる施策を打っていくことができるのではないか。そのようなことを考える手がかりとして、家庭教育の変遷ならびに家族・家庭の変容についてみていくことにしたい。

以下（1）（2）は、2013年7月3日の勉強会におけるレジュメに若干の補足を加えたものである。

（1）家庭教育について

- ・家庭教育とは、字義通り、家庭という生活の場で行われる教育をいう」（住田 2012:17）。
- ・「家庭教育」すなわち家庭における「子育て」（本田 2008:3）。

①社会教育における「家庭教育」

- ・戦前の社会教育は学校教育の補充として青少年教育、婦人教育
→戦後は一般成人教育。そのなかでPTA、高齢者教育、青少年教育、婦人教育…
- ・占領期は、CIE（GHQ・民間情報教育局）が女性のみを対象とする教育を否定し、「両親学級」などを実施。
- ・1950頃 婦人学級の開設。「承り学習」から「自ら考え行動する学習」へが合言葉。
（～80年代）
1961 文部省に婦人教育課設置、婦人教育および家庭教育を担当（～1998年）
1964 家庭教育学級開設、家庭教育への関心の高まり
- ・1976 国立婦人教育会館設置、性別役割分業の問い直し。
- ・1998 婦人教育（婦人教育課）→女性教育（男女共同参画学習課）。背景に、第4回世界女性会議（1995、北京）を経て、女性を対象とする「女性政策」から男女ともに対象とする「男女共同参画政策」への進展
（1999 男女共同参画社会基本法成立・施行、2001 内閣府に男女共同参画会議・男女共同参画局設置）

②「家庭教育」の政策的強調（1990年代後半～2000年代）

- ・1996 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」
子どもの教育や人格形成に関する家庭の責任・役割を強調しつつも、政府・行政の役割はあくまで「家庭教育」の条件整備、中身は個々の家庭の方針を尊重する姿勢
- ・1998 中央教育審議会答申『新しい時代を拓く心を育てるために』一次世代を育てる心を失う危機
酒鬼薔薇事件、橋本首相の「心の教育」提唱への対応として、詳細な多岐にわたる提言、「家庭教育手帳」「家庭教育ノート」の作成・配布
「家庭教育」の内容に具体的に踏み込んだ内容の提言
- ・2000 生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「家庭の教育力の充実のための社会教育行政の整備」
→2001 社会教育法の一部改正において、家庭教育の充実を図るため、「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること」を教育委員会の事務として規定
- ・2003 中央教育審議会報告「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」

中央審議会報告

「家庭教育の現状を考えると、それぞれの家庭（保護者）が子どもの教育に対する責任を自覚し、自らの役割について改めて認識を深めることがまず重要であるとの観点から、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせることや、豊かな情操をはぐくむことなど、家庭の果たすべき役割や席について新たに規定することが必要である」

③教育基本法に「家庭教育」を規定（2006年）

- ・旧教育基本法では、第7条「社会教育」の項目において「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育」という社会教育の一環としての位置づけ

⇒新しい教育基本法（2006年12月）に独立した項目としての「家庭教育」

教育基本法

第10条 父母その他保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- ・1990年代後半から「家庭教育」への政策的介入の強まり。背景に、子どもの社会性・モラル・意欲・公德心・生活習慣等が低下しているという認識。子どもや若者の「社会化」の主体としての家庭・親の責任が政策的に重視されつつある。その背後には新

自由主義的イデオロギー。それ以前からの「日本型福祉社会」論にみられるような、家庭という私的領域に社会的な機能を負わせる傾向。高齢者介護に代わって家庭が担うべき機能として、年少者の「社会化」（本田 2008:8-9）

④ 「第2期教育振興基本計画」における「家庭教育」（2013年6月14日閣議決定）

- ・ 4つの基本的方向性
 - 1) 社会を生き抜く力の養成
 - 2) 未来への飛躍を実現する人材の養成
 - 3) 学びのセーフティネットの構築
 - 4) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
- ・ 「家庭教育」に関連する項目

基本施策2.2 豊かなつながりの中での家庭教育支援（→補論にて詳述）

- ・ 同日付けで閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針について」（いわゆる骨太方針）の中にも教育再生に向けた取組の基軸として第2期計画を記述（p.15）。
- ・ 同じく同日付けの閣議決定「日本再興戦略—JAPAN is BACK」（いわゆる成長戦略）の中にも第2期計画の要素が盛り込まれた。

(2) 家族と子育て

① 家族社会学、ジェンダー論の観点から

- ・ 小集団としての「家族」からネットワークとしての「家族」へという分析視点の変化
- ・ 家族の小規模化（世帯平均2.42人、2010年国勢調査）、晩婚化・非婚化（生涯未婚率の上昇）、多様化、個人化、機能の外部化・商品化などが進行
- ・ 性別分業規範の揺らぎ、LGBTのカミングアウト（可視化、顕在化）
- ・ 寿命の伸び・ライフコースの多様化、子ども期の伸長、成人期の親子関係の長期化
- ・ 格差拡大、高い相対的貧困率（とくに子ども）、子育て家庭の困難
- ・ ファミリー・バイオレンス（子どもの虐待、DV、高齢者虐待、障害児者虐待…）
- ・ リスクとしての家族、家族は安全な“やすらぎ”の場か
- ・ 依然として「男性稼ぎ主型・家族だのみ」（大沢真理）の社会保障制度・税制
- ・ 廃案つづきの民法改正案（選択的夫婦別姓、結婚年齢、相続差別、再婚禁止期間短縮）

② 子育て・子育ての観点から

- ・ 子どもの「社会化」、次代を担う主体を育てること
- ・ 「子ども」の価値の変容、授かるものからつくるものへ
- ・ 集団保育の重要性。「0歳にも集団がある」、乳児でも「育ち合い」
- ・ 母子密着育児、育児ノイローゼ。母性神話、三歳児神話→父親の関わりが大切
- ・ 多様な人々と触れ合い、多様で豊かな経験をすることで育つ「社会力」（門脇厚司）
- ・ おとなの責任は、子どもの言動にきちんと応答すること。まずは家庭、そして地域
- ・ 地域におけるたくさんのかかわりのなかで、「教え指導する」から「育み支援する」へ

- ・親同士や支援者とのつながり、協働・学び合いのネットワークの大切さ

(3) 〈補論〉家庭教育支援としての「親の育ちの応援」

政府は2013年に「第2期教育振興計画」(以下、第2期計画)を策定し、そのなかで「家庭教育」は、後述のとおり、30の基本施策のうちのひとつに位置づけられている。

計画策定に先立つ2012年には、「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」の報告書「つながりが創る豊かな家庭教育—親子が元気になる家庭教育支援をめざして」が提出された。ここでは、家庭の教育力について次のとおり記述されている(p.5)。

家庭の教育力が低下しているという認識は、約20年前から広がってきました(「青少年と家庭に関する世論調査」(平成5年内閣府))。しかしこれは、世の中全般に見たときの国民の認識であって、必ずしも個々の家庭の教育力の低下を示しているとはいえません。「家庭の教育力の低下」の指摘は、子どもの育ちに関する様々な問題の原因を家庭教育に帰着させ、親の責任だけを強調することにもなりかねません。

つまり、「家庭の教育力の低下と認識されているが、家庭は家庭教育に努力している傾向」にあるという。けれども「現代の社会は親子の育ちを支える人間関係が弱まり、社会経済も変動しており、家庭教育が困難になっている社会」であるため、その支援が必要であるとして基本的な方向性1「親の育ちを応援する」、2「家庭のネットワークを広げる」、3「支援のネットワークを広げる」を打ち出した。そして具体的方策として「親の育ちを応援する学びの機会の充実」「親子の地域のつながりをつくる取組の推進」「支援のネットワークをつくる体制づくり(家庭教育支援チーム型支援等)」を提言している。

中藤洋子(2013)は、「論証もないままに家庭の教育力の低下を前提とし、子育てに関する諸問題と家庭教育のあり方を家庭に押しつけてきたそれまでの家庭教育政策と比べると、大きな方向転換」(中藤 2013:137)としながらも、親を支援の対象とするだけでなく、報告書が重視する「親の主体性を尊重した学び」を保障すること、「家庭教育にとどまらない多様な学びと経験を積む中で親としての成長や親子が育つ地域のつながりをつくることも可能になる」(同上)と述べており、これは当を得た指摘であると思われる。しかしながら、村田晶子(2001)が「(今日の教育改革は)子育て支援策という名の出産奨励策と家庭教育振興策による体と心の管理として認識しなければならない」(村田 2001=2006:176)として、親の子育ての力を回復していく道筋の解明、教育の独立性の堅持、家庭教育の私事性の保障を真に重要な課題と指摘したこと、現在の教育改革の動きもその延長上にあることに留意することが必要であろう。

さて、第2期計画に視点を戻すと、「家庭教育が困難な社会」という認識のもとで本計画は、以下のとおり、家庭教育の基本的考え方として「親子の育ちを応援する学習機会の充実」「コミュニティの協働による家庭教育支援」「課題を抱える家庭への支援」「生活習慣づくりの推進」を掲げ、主な取組を次のように示している。

- ・ 地域人材を生かした、親が交流・相談できる拠点機能整備
- ・ 親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験プログラムの開発・普及
- ・ 学校、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大、取組手法の普及

- ・ 学校、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大、取組手法の普及
- ・ 乳幼児との触れ合いを含む中高生の子育て理解学習
- ・ 地域の特性に応じた「家庭教育支援チーム」型支援
- ・ ネットワーク構築による課題を抱えた家庭への訪問・相談の仕組みづくり
- ・ 企業等も含めた子どもからおとなまでの基本的な生活習慣づくり

第2期教育振興基本計画（2013年6月14日）

基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援

【基本的考え方】

○ 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20*に掲げた取組とあいまって、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。

*基本施策20：絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備促進

○ また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【主な取組】

22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。

また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。

さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。

加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

・ 家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。

また、教育・福祉関係機関・団体とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問・相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

・ 働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

以上から、今家庭教育支援のあり方として求められているのは、親向けの「家庭教育」講座の実施にとどまることなく、親が親として、さらには子どもの一歩先を歩む大人として主体的に学びあい、育ち合うことのできる地域の環境づくりではないだろうか。地域のなかで多種多様な経験をしていくなかで、さまざまなつながりを紡ぎ合い、そのなかで親も子どもも成長していく。そんな地域づくりと学び合いが両輪となるための支援、環境整備が行政には求められる。

山形県は独自の取組として、「幼児共育」（ようじともいく）を推進してきた。幼児共育とは、「家庭」「幼稚園・保育園」「地域」が連携して幼児期の子どもを育むことをいう。めざす子ども像として「自然の中で遊ぶことが大好きで、人やモノにかかわり、何事にもすすんで取り組む子ども」を掲げ、その実現に向けた5つの実践の指針をまとめて取組んでいる。

1. 自分からやってみようとする子ども
2. 人とかかわる力をもつ子ども
3. 基本的な生活習慣を身につけた子ども
4. 豊かでていねいな言葉を話す子ども
5. 自然の中で遊ぶ子ども

幼児共育の対象は「子ども」ではあるが、プログラムの内容には、準備や当日の運営をしたり終了後も継続してかかわったりする支援者（保育士・幼稚園教諭等）、親、地域の人々（地域のおばあさん・おじいさん、おばさん・おじさん、おねえさん・おにいさん等）も共に育ち合うという視点が盛り込まれている。たとえば、このようなプログラムを活用することが、今日の家庭教育、すなわち親の育ちを応援することへのヒントになるのではないだろうか。

酒田市では、地域の特性や現状を踏まえて、どのような具体的な施策・事業を企画し実施していく必要があるのか、今後の課題として、追究していくことにしたい。

2. 児童福祉サービスの展開と課題－2000年代を中心として

はじめに

本節では家庭教育支援の研究を進めるに当たり、教育福祉の概念を手がかりとして児童福祉サービスの展開や関連する調査研究を紹介し、家庭教育支援の研究方途を見出すことを目的とする。なお、本節の構成は第2回家庭教育勉強会（2013.7.23、於東北公益文科大学）で配布した資料を下敷きとしつつ〔（1）～（4）〕、それらを加筆・修正し、新たに調査を進める前提として「家庭教育」と「子育て」の概念整理の項目を追加した〔（5）〕。

（1）研究の分析視角

①分析概念としての教育福祉論－子どもの総合的支援枠組み

子どもの成長発達支援は文部科学省、厚生労働省、法務省のセクショナリズムを打破し、総合的に支援がなされるべきとの主張は戦前から現場で浮上していた。例えば、北海道家

庭学校長を務めた留岡清男は省庁ごとに子ども観が分裂していると論じ（留岡 1940）、幼児教育の先駆者倉橋惣三も、学校、福祉、司法という場面は違っても、子どもを目の前にした職種は教育という営みを行う部分で共通していると論じていた（倉橋 1929）。

こうした先人の知見に学び、小川利夫は 1970 年代に養育を中軸に据え、養育－育成網として保育、療育を位置づけ、養育－保護網として養護、教護と図説し、子どもの総合的支援枠組みを示した（図 1）。このねらいは、差別、偏見、格差等、社会的貧困状況が子どもの成長発達に影を落とす（＝社会的疎外を形成）との認識から、1951（昭和 26）年児童憲章等を参考に子どもの権利保障を軸とした総合的支援網を描くことにあった。

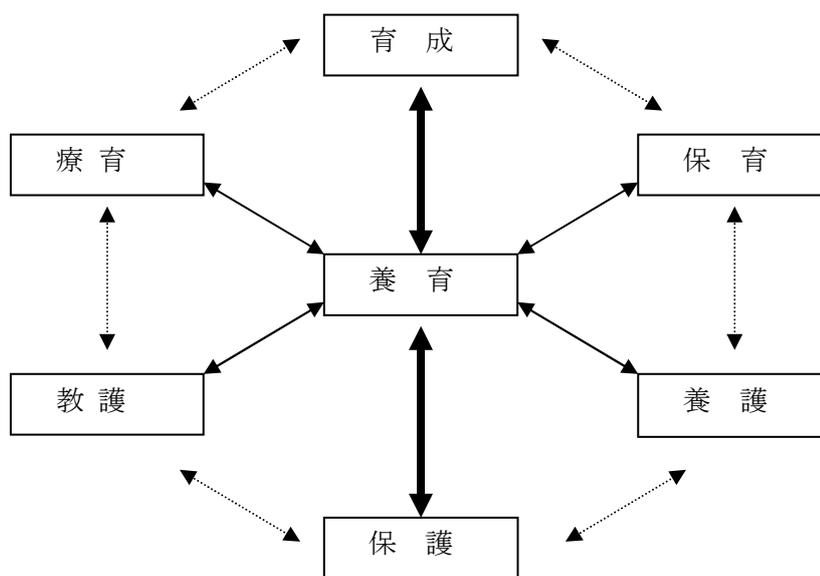


図 1 教育福祉問題の概念様式（小川 1978：27 より作成）

小川は上記の教育福祉概念を描いた上で、養護施設の進学率、集団就職の青年の転職率、転職に伴う脱落としての非行等、各種実態調査を実務家との共同研究で展開し、教育・福祉学界及び実務界で子どもの教育権・学習権保障の必要性を唱えた（小川 1994）。

なお、小川らの共同研究で取り組まれてきた分野を参考にした場合、想定される教育福祉問題は下記のようなものである（表 1）。

保育問題	例) 幼保一元化、公立保育園の整備
療育問題	例) 病院保育、特別支援学級
養護問題	例) 養護施設児童の進路問題、教育扶助問題、学校保健問題
教護問題	例) 教護院（現児童自立施設）での教育権問題

表 1 教育福祉問題例

近時では目の前に益々教育福祉問題が山積しており、子どもの成長発達支援を考える上で（＝本調査に当たって）、教育福祉論は今尚、有効な分析概念と思われる。

②現代の社会問題対応としての児童福祉の拡大－教育福祉の実践化

児童福祉論は一般に総論として子どもの権利保障や子どもの幸せ（well-being）の保障等の児童福祉を貫く理念・原理を描き、それをいかに各分野（各論）で展開するかを問題としている。約言すれば、子どもや親を支援する原理を描き、その射程範囲を示したものが児童福祉論であり、社会福祉士や保育士関係の児童福祉論の教科書等を見た場合、学問体系というよりは各分野でのサービスの種類（メニュー）を示す印象が強い（表2）。

総論－子どもの権利擁護、well-being の保障	
児童養護・虐待対応	母子保健
児童自立支援（非行児支援）	ひとり親支援
DV 対応・女性福祉	子育ての支援（社会保障的支援、地域支援）
障害児支援	保育
学校福祉（不登校、ひきこもり等支援）	健全育成（学童保育、遊び場作り等）

表2 教科書等に見る児童福祉のサービス

ただし、実態としては1970年代頃までは児童福祉の法理念はすべての児童を対象とするとしながらも、児童福祉施策は要保護児童対策が中心であった。しかし、1989（平成元）年の1.57ショック（世界では国連子どもの権利条約が制定）を受け、1994（平成6）年エンゼルプラン等で子育て支援施策を打ち出し（同年、日本は子どもの権利条約を批准）、そうした対応の結果、ようやく児童福祉施策としての形が整い始めた。

一方で、各世代の価値観は益々多様化し、さらには大学進学率の向上、男女共同参画の推進、雇用の流動化、社会保障の不安定性等、様々な要因が重なり、少子化は改善せず、2000年代には「次世代育成」というカテゴリーの下[2003（平成15）年次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策基本法]、子育て支援施策が再編された。また、児童虐待の顕在化を受け、2000（平成12）年に児童虐待防止法が制定され、要保護児童対策から健全育成対策までを網羅した総合的サービスが整えられた。なお、児童福祉の支援段階を示す上で、健康心理学の「予防」概念（一次予防＝生活・健康の増進、二次予防＝問題の未然予防、三次予防＝病気への治療）を参考に児童福祉対策が描かれることもあり（一番ヶ瀬2003：巻末表）、これを児童福祉サービスに当てはめると下記のようなことになる（表3）。

介入・治療	虐待・DVの家族分離、少年事件による施設入所（措置）等
未然予防・支援	子育て相談、各種手当（児童手当、児童扶養手当等）、各種障害児支援、ひとり親支援等、スクールソーシャルワーク等
生活・健康増進	健康診断、保育、学童保育、児童館、遊び場づくり等

表3 児童福祉の支援段階

（2）子育て世代の意識と社会保障・子ども支援の対応状況

一本調査をめぐる基礎知識

①2000年代の児童福祉サービスの調査と対策

複雑化している近時の社会構造を受け、教育、福祉、医療等の領域が交錯した教育福祉問題への対応が分析概念を超えて、実践的に求められる時代へ突入している。

先に見たように、教育福祉論とは総合的な子ども支援を要求するものであるが、調査研究においては、どの問題層に焦点を当て、調査・政策立案を描くかクリアにしておく必要がある。そこで、ここでは調査研究を進める前提として、差し当たり、i 子育てをめぐる経済的支援、ii 子育てのサポートネットワーク、iii 学校での福祉的支援、iv 児童虐待問題、v 幼保一元化の5つの項目の問題を取り上げ、その調査と対策を概観する。

i 子育てをめぐる経済的支援—国民所得データ等調査に見る子育て負担（経済面）

<調査>—子育て費用をめぐる不安

経済不況は各世帯の収入減をもたらす。厚生労働省「平成20年国民生活基礎調査の概況」によれば、全国民の平均所得が1998（平成10）年の655万から556万へ減少している。同調査から子育て世帯の経済状況に注目すると、1996（平成8）年では「児童のいる世帯」の年間所得は780万に達していたが、2008（平成20）年調査では691万となり、「生活意識調査」で「生活が苦しい」と回答する割合は「児童のいる世帯」で62%（全世帯では57%）に上る（小西2009：120）。

参考までに生活保護世帯は、2007（平成19）年3月で109万世帯（保護人員153.3万人）、1995（平成7）年では60.2万世帯（保護人員88.2万人）であるから急増しており、自治体別では、札幌、川崎、東京、京都、広島の間となっている（浅井2007）。

<政策>—児童手当の期間と支給額の拡大

子育ての社会保障については、少子化対策も兼ね子育ての経済的負担を軽減すべく、児童手当の期間と支給額を拡大してきた。先ず2006（平成18）年に児童手当の支給対象年齢を拡大し（小学3年から6年＝12歳到達後年度末まで支給）、2007（平成19）年には児童手当の支給額を引き上げた（3歳未満を一律5000円から10000円へ、3歳以上でも第3子以降は10000円の支給に）。2010（平成22）年には児童手当法を子ども手当法に改編し、支給対象を15歳の4月1日の前日まで、支給額は子どもの保護者へ月額26000円の支給としたが（実際は半額支給）、東日本大震災を経て2012（平成24）年には同法は廃止され、再び児童手当法へ戻された。

上記のデータに現れる生活苦の歪みは虐待（心中）等にも影響してくるので、一般教育と児童福祉（養護）とはつながりのある一つの教育福祉問題として浮上している。

ii 子育てサポートネットワーク—サポートの厚さに見る子育て意識調査（精神面）

<調査>—育児をめぐる精神的負担と地域ネットワークの必要性

母親の育児ネットワークの厚さを得点化して5段階に分け（0点～4点に区分、点数が高いほどネットワークが厚い）、「子どもがいなければよかったと思うことがあるか」を調査したところ、0点の場合、47.4%（ある、ときどきあるの合計）がYESと回答し、1点（23.4%）

以降、軽減することが明らかとなった（高江 2003：125）。同調査からは、いかに子育てのサポートネットワークを形成するかが課題として明らかとなった。

<政策>－地域の子育て社会資源の開拓

2003（平成 15）年児童福祉法改正では、市町村が放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（市町村が実施主体、保護者の疾病や仕事で養護施設等を利用して一時的に養育保護する事業で短期入所生活援助事業＝ショートステイ、夜間養護等事業＝トワイライトステイがある）、子育て支援事業（居宅サービス、通所サービス、子育て相談）を適切に展開することを努力義務とし、2008（平成 20）年児童福祉法改正では、地域子育て支援拠点事業（市町村が実施主体、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施）を整備した。

政策面では、子育てエージェンシー（担い手）としての地域・コミュニティに期待が寄せられた（高齢者福祉や司法福祉でも同様）。

iii 学校での福祉的支援－学校教育における福祉問題の顕在化

<調査>－福祉・医療機関の肩代わりとしての学校

学校では朝食をとらない子どもの集中力や低体温の問題が浮上し、朝食指導等も展開されている。中には、朝食のみならず、家計の事情で三食満足に取ることのできない子どもも現れてきており、成長期の子どもたちにとって学校給食が重要な栄養源となっているケースも浮上している（西山 2009）。

とりわけ、家庭問題が顕在化しているのは保健室であり、保健室に来る子どもの中には、国民健康保険料滞納世帯の子ども（＝無保険状態におかれている子ども）も含まれ、その数は 3 万にも上ると報告され、食事提供や医療機関の肩代わりとして学校が福祉的対応を行っている実態もある（逆井 2009）。

<対策>－スクールソーシャルワーク事業の整備

2009（平成 21）年 4 月国民保健健康法改正により、国民健康保険料滞納世帯の子ども（中学生以下に限定）に短期保険証（6 ヶ月有効）が発行され、無保険状態への対応がなされてきたが、問題の根は深い。事業的には、2008（平成 20）年文部科学省児童生徒課において「スクールソーシャルワーカー活用事業」が実施された（岡本 2008）。そこでは、子どもの心の問題とともに、問題背景として家庭（DV・児童虐待の暴力因果関係や経済的貧困問題等）、友人関係（友人間の不和、いじめ等）、地域（部落のような社会的偏見・差別等）、学校（受験の過熱化・過度の競争等）等、その子どもの置かれている環境因子にも注目し、環境にも働きかけて問題解決に取り組むことが期待された（任意で配置のため、自治体ごと実践状況が異なる）。

学校内に持ち込まれる様々な家庭問題を受け、子どもの発達保障の観点から養護教諭が任意に家庭訪問するケースもあり、この役割としてスクールソーシャルワーカーに期待が寄せられた。

iv 児童虐待問題－虐待予防と子育て支援の一体化

<調査>－虐待相談件数の増加

2011（平成 23）年度の児童相談所への虐待相談件数（速報値）は 55152 件であり（被災地 3 自治体を除く）、2013（平成 25）年の速報値では 66807 件に上った。虐待の内訳は身体的虐待が多く、虐待者は実母、被虐待児は小学生に多くなっている（生活苦からの心中ケースも増加傾向）。なお、毎年 50 件程度が死亡へとつながっている（報道で目にする事件）。

ただし、虐待認識の社会的広がりから潜在化していた事例が表面化しただけとも考えられ、まだまだ児童相談所に認知されない虐待も数多くあるとも考えられる（＝暗数）。

<対策>－地域ネットワーク型支援からアウトリーチ型支援へ

2000（平成 12）年 5 月「児童虐待の防止等に関する法律」（通称、児童虐待防止法）により、虐待防止が法定化された。その後、2004（平成 16）年児童福祉法改正で要保護児童対策地域協議会（主に虐待発見に向けたネットワーク）を法定化し、地域での未然予防ネットワークが強化された。同時に児童養護施設等の措置型施設退所後の家庭復帰を調整する家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置し、施設と地域との橋渡しも強化された。

続く 2007（平成 19）年児童虐待防止法改正では死亡ケースを防止すべく、面会制限や立ち入り調査を強化し、2008（平成 20）年児童福祉法改正では、乳児家庭全戸訪問事業（生後 4 ヶ月を迎えるまでの乳児のいる家庭に保健師や助産師、児童指導員等が、原則 1 回の訪問）、養育支援訪問事業（保健師や助産師、児童委員が乳幼児家庭全戸訪問事業や母子保健事業等で要支援が必要と認められた家庭を訪問し、育児指導や子育て相談を行う）を第二種社会福祉事業として法定化された。虐待死亡は 4 ヶ月未満の乳児に多く、その防止も兼ねた事業であり、アウトリーチ型サービスへ移行しつつある。

事後対応から未然予防・アウトリーチの移行に伴い、福祉と保健の連携が強化された。

v 幼保一元化－教育と福祉をつなぐ支援としての幼保一元化？

<調査>－少子化時代における待機児童・幼保一元化問題

待機児童対策、幼稚園の入所定員割れ、保育と教育との接続等が現在議論されている。

<対策>

少子化社会における保育の突破口として幼稚園と保育所の統合を政策化し、2006（平成 18）年「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（通称、認定子ども園法）が制定され、保育所と幼稚園機能を統合した認定子ども園が創設された。

続いて、2010（平成 22）年「子ども・子育て新システム検討会議」で今後の幼保一元化のビジョンが示され、2012（平成 24）年 3 月には 2015（平成 27）年までに「総合子ども園」として完全な幼保一元センターを目指すことが報告され、同年 8 月に「子ども・子育て新システム」関連三法が公布された（①子ども・子育て支援法、②認定子ども園法の改正、③子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の改正に伴う関係法律の整備等に関する法律）。

なお、2007（平成 19）年には学童保育に関しても、「地域子ども教室推進事業」（文部科学省）と「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」（厚生労働省）の連携による総合的な放課後児童対策（実施主体は市町村、社会福祉法人等）として「放課後子どもプラ

ン」が示され、文部科学省と厚生労働省の放課後児童対策が一元化されている。

保育と教育の接続をめぐり、子ども・子育て支援法 7 条 2 項では、三歳未満を保育、満三歳以上を教育と位置づけ、認定子ども園の一部を学校と位置づけており（認定子ども園法 2 条 7 項）、「子ども・子育て新システム」関連三法では、保育と教育の接続をスムーズにする方向を目指しているようにも見える。この点については、保育・教育の一元化は、教育内容を画一化させるとの批判もある（小泉 2013：18-19）。

②検討すべきその他の調査

親世代の就労と関わる調査として、子育てと自己実現のバランス、ワークライフバランス等に関わる調査及びその対策の概観も必要であり、今後、本調査の方向性に応じて概観する。

（3）子どもの貧困という視点と本調査への示唆

ー子どもの幸せ平等のための条件整備

①子どもの貧困調査

ユニセフ『子どもの貧困ー豊かな国における子どものウェルビーイング』[2007（平成 19）年度、国立教育政策研究所 HP よりダウンロード可能]では、先進諸国の子どもの状態を様々な尺度で分析している（従来は、所得を基礎にした貧困率の比較が主流であったが、評価項目に低所得、医療と安全、学力、家族・友人関係、飲酒・喫煙率、いじめ経験、生活満足度、学校が好きかどうか等の尺度から数値化して分析している）。

データ不足のため、部分的分析しかなされていないが、日本では「寂しい・孤独だと感じる」と回答する子どもが世界でトップであり、貧困を多元的な尺度から捉えていく必要性が指摘されている（小西 2008：44-46）。その他、「対人関係がきつく、学校がつまらない」との回答が多いことや子どもの鬱や自殺率が高いことも問題視され、先進国で日本の子どもの貧困率は上位とされる。

こうした実態に照らした場合、2000 年代の児童福祉サービスは効果的であったのか（＝子どもの幸せ平等に寄与していないのではないか）との疑問も生じる。

②本調査のデザインー何を見たいのか？

そもそも、子ども問題は多面的に渡るが、調査を行っていく背後仮説（＝何のための調査か）をどのように描くかが課題となる。

一般に社会科学では、問題（実態）→理論→政策の流れを想定する（例えば、貧困→社会正義論→社会保障の普遍化）。先に見た 2000 年代以降の児童福祉施策の展開は、問題（実態）→政策→問題と「対処療法」となり、「根治」に向けた理論（フレームワーク）が弱い印象もある。とはいえ、理論が肥大化すると、先とは逆に、理論→政策→問題（実態）と理論に当てはめた世界にも見える（例えば、子どもの貧困理論を当てはめればそれに合致する政策と問題・データがコレクションされ得る側面もある点に注意が必要である）。

研究を超えて生活（実践）をエンパワーメントしていく上では、当然、現場の声が調査の前提となり、ここでは「現場職員の配置（量）と力量（質）の担保」を素材に考えてみたい。例えば、調査に当たり、「サービスの拡大に対して、実際の子育て世代にとってサー

ビスの使い勝手はよいか？」と問うた場合、自ずとサービス提供側の条件も問い返される。すなわち、サービス提供の担い手である職員の量と力量（質）である。

この場合、単に現場批判で終わらせるのではなく、「自治体予算に伴う人員配置や職員のスキルアップ研修機会が担保されているか」を検証し、且つ、課題があれば、子育て世代と現場の協働（＝敵対関係からパートナーシップ関係へ）で子育て支援の条件整備を調整していく議論へ焦点化させていくことも一案となる。

以上を踏まえた場合、これまでも実践現場では叫ばれてきたことであるが、児童福祉最低基準（＝児童福祉活動を展開していく基準）との関連で現場職員の量と質を担保することが極めて重要である（＝政策が絵に描いた餅にならないためにも、あるいは職員のバーンアウト防止のためにも必要な視点でもある）。近年の実践的研究の用語で表現すれば、「子どもの幸せな育ち」を基準として児童福祉最低基準を問い直し、子育てのシビルミニマム（＝市民による子育て基準）の設計の視点が必要となるのではないだろうか。

こうした視点の具体的な事例としては、全国各地で制定されている子ども条例等の動きが挙げられる（子どもの権利条約総合研究所 2013）。地方で取り組まれている地道な子ども支援実践は、子育て支援において保護者、地域住民の参加のみならず、市民としての子ども参加も促しながら、子育てのナショナルミニマム（＝国による基準）を問い直す動きとして注目され、家庭教育支援を考えていく上でも示唆に富むように思われる。

（４）〈補論〉家族教育政策の変遷

一教育・福祉関連法における家庭教育の位置づけの歴史

そもそも、家庭教育とはいかなる背景から浮上し、政策化されてきたのであろうか。やや遠回りではあるが、以下では、教育・福祉関連法の中での家庭教育の位置づけの歴史も補足として概観する。

①戦前の家庭教育論の成立—母親（両親）の再教育を目的とした家庭教育論

政策上、家庭教育が明確に意識されたのは 1930（昭和 5）年文部省社会局主催家庭指導者講習会（日本で初の家庭教育講習）といわれる。同講習の講義録は文部省社会教育局編『現代家庭教育の要諦』（1931）に収録・出版されている。

当時の家庭教育論の中身は、子どもを育てる母親の再教育（良妻賢母）像の強化であった。時期的には 15 年戦争の入口時期であったため、母性神話を現実化させ、大日本婦人団体等が家庭教育の担い手として組織化され、家庭教育関連の諸団体は、戦争協力を上げるための社会教化団体へと変質していった。

児童保護・少年保護（今日の児童福祉領域）でも、母性に訴えかける母親論に光が当たり（熊野 1939、同書は非行を起こした児童の再教育で母親の教育力の必要性を説いたもので、映画化もされた）、少年教護法（旧感化法）・少年法・児童虐待防止法に続き、1937（昭和 12）年に母子保護法も制定され、厚生省社会局児童課長伊藤清は各種法令を通じて児童を育成すべく「児童福祉」概念を唱えた（伊藤 1939：14-15）。

しかし、それは今日の児童福祉とはかけ離れたもので、戦力となる人的資源確保としての「児童福祉」であり、そのために家庭教育が利用される側面があった。

②戦後の教育・福祉関連法における家庭教育の位置づけ

i 教育・福祉関連法成立時期における家庭教育の位置－1940年～50年代

戦後は戦前の「家庭＝家族国家」像の挫折を出発点として、1946（昭和21）年日本国憲法において個人の尊厳を尊重する法構造となり、教育・福祉関連法にもその精神が反映された。教育基本法成立過程において、法策定者の田中耕太郎は家庭教育は個々の家庭状況が反映される性格であり、実定法上に明記すべきではないとしたが（田中1961:623以下）、1947（昭和22）年に成立した教育基本法では7条に社会教育条項が設けられ、その中（1項）に家庭教育に関する記述が設けられた。

続いて、1949（昭和24）年社会教育法制定において、学校施設を利用した社会教育講座が法定化され（48条3項）、同講座の一形態である社会学級講座（母親学級、両親学級等を含む家庭教育講座を社会学級講座に改編）において、家庭教育講座が実施された（文部省社会教育局1959:74-75）。

なお、福祉関連法では1948（昭和23）年の児童福祉法において、養育の第一義責任は保護者と明記し、児童福祉の増進・充実に際しても家庭が注目された。

ii 教育・福祉関連法施行後の「家庭教育」の拡大－1950～60年代

教育基本法、社会教育法等の施行後は、戦後民主主義、男女平等、住民学習・婦人学習の側面が期待されたが、1962（昭和37）年に文部省は家庭教育専門研究会を設け、家庭教育振興に乗り出す等（文部省1965:56）、徐々に社会教育法関連施策は啓蒙ではないかとの批判も生じた（社会教育施策は2章1節を参照）。

また、厚生省児童家庭局長黒木利克は、池田内閣「人づくり」発言（佐藤内閣「期待される人間像」で結実）、特に「人づくりは要するによい母親から」とする発言を受け、1963（昭和38）年の第5回全国児童福祉会議において「人づくりは児童から」と提言した（厚生省児童局1963）。その後、「よい子どもはよい親作りから」という論調に傾斜し（戦前の両親再教育論に類似）、黒木は児童福祉の充実に「よい家庭づくり」を啓蒙し、母親の子育て責任論を強調したが、これについては医師の松田道雄から反論され、毎日新聞で論争となった（黒木1964:229以下）。

法的には、児童扶養手当法（1962）、特別児童扶養手当法（1963）、母子保護法（1964）、母子保健法（1965）、児童手当法（1971）と児童福祉六法を整備し、福祉事務所に家庭児童相談室も任意設置する等、サービスの側面には社会教育方面よりも児童福祉方面の整備が進んだ。

iii 教育・福祉の担い手としてのコミュニティ論の浮上－1970～80年代

高度経済成長期を経て福祉関連法の整備は進み、1971（昭和46）年は「福祉元年」といわれるも、翌年からのオイルショックを受け、財政的に福祉サービス抑制の動きとなった。一方で、核家族化、都市化により生活観の変容が浮上し、特に地域の空洞化が意識される。そこで、国民生活審議会調査部会『コミュニティ生活の場における人間性の回復』（1969）を契機に、社会教育審議会『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』（1971）、中央社会福祉審議会分科会『コミュニティ形成と社会福祉』（1971）等、社会教育、社会福祉の両面から市民を支える環境基盤としてコミュニティ論が浮上し、「地域福祉」概念も浮上した。

都市型コミュニティ論の議論の中では、社会教育の啓蒙性が批判され、ナショナルミニマムからシビルミニマル論も登場した（松下1986）。これは成熟した市民社会ではもはや社

会教育職員が不在でも、場があれば市民は自然に学ぶ時代であるとの考え方であり、こうした考えの影響の下、箱物づくりとしてコミセン（＝コミュニティセンター）づくりも一部で展開された。

もともと、社会教育終焉論は市民自治を強調する一方で、市民の活動をコーディネートしていく職員論の考察が弱く、教育や福祉機能をすべて地域・コミュニティに背負わせる議論に摩り替わる側面も有しているとの批判もあった（松下・小川 1980）。

このように、核家族化が進んだ中では、社会教育それに付随する「家庭教育」論の終焉も説かれたが、高齢者の在宅ケア等、コミュニティを活用した家庭支援論の伏線も浮上し、目の前の教育・福祉問題の担い手として地域・コミュニティの組織化に期待が寄せられた。一方では、こうした方向は、地域・コミュニティを活用した安上がりなナショナルミニマム論（＝国家責任の後退）ではないかと慎重な議論もなされた。

iv 少子化を契機とした教育・福祉関連法の強化と家族観問題－1990～2000 年代

平成の始まりであった 1989（平成元）年は合計特殊出生率の低さ（＝1.57 ショック）が顕在化し、以降、人口構造上、子どもの問題が見えやすくなる。また、社会保障費の分配が問題となり、年金の担い手（＝人的資源）の確保の必要性からも児童福祉において「子育て支援」論が強化された。

このように、少子化という現実を前に家庭教育よりも子どもを軸にした「子育て支援」論が児童福祉分野では一般化し、2000 年代初頭は「次世代育成」というカテゴリーへ変化していった側面もある。なお、社会教育分野では政策・関連法の中で「家庭教育」という用語も強調されたが、社会教育界ではその背後にある「家庭像」は、戦前の家庭教育と同一性を帯びていないかとの疑問も浮上した（2 章 1 節を参照）。

< 児童福祉の動き >

・ 1994（平成 6）年エンゼルプラン→1999（平成 11）年新エンゼルプラン

保育所対策から学童保育も含め、地域資源を活用した子育て支援サービス充実論、労働と子育て支援のバランス論、子育て男性の育児参加論の浮上。

・ 2003（平成 15）年次世代育成対策推進法、少子化社会対策推進法

法的基盤を整備した少子化対策の推進。子育て支援の担い手として地域で各種相談サービス等を細分化し、システム的には幼保一元化の動き。

< 社会教育の動き >

・ 2 章 1 節を参照

③ 史的変遷から見た「家庭教育」の同一性

戦前から戦後まで、あるべき家庭像・母親像の下に家庭教育が政策化（啓蒙）され得る構造はほぼ同じように思われる。

伝統的な地域社会の解体、少子化の進行を受けて、教育と福祉分野で地域・コミュニティを軸とした家庭支援論が主流となったが、そこでの枠組みは「あるべき家庭像・母親像」を下にしているのではないかとの疑問が常に浮上している。

通史として見た場合、「法は家庭に入らず」から「法があるべき家庭を明記し、地域サービスで補完させる」構造となっていないか注視する必要があるだろう。

(5) 家庭教育概念の再考—家庭教育支援の調査を進めるために

①教育学において子育て概念が注目された背景—「教育」から「子育て」への変容

本来、教育と福祉は子ども（人間）の成長発達を支えることを共通目的とした車の両輪のような関係にあり、両者を統合した教育福祉の観点が多角化した子育て問題を捉えていく上で有効と考えられる。そもそも、政策上は別として社会教育と地域福祉の違いを見出すとしても重なる部分が多く（大橋編 1978）、厳密に両者の違いを説明することは極めて困難のように思われる。

もともと、政策上は、社会教育（文部科学省）、児童福祉（厚生労働省）のようにサービス提供の管轄が異なる。しかし、それらの所管（＝実践上の壁）を乗り越え（＝所謂、縦割り行政の克服）、領域を超えた連携・情報共有が必要であることは今日、どこでも聞かれる言葉である。

先に見たように、教育と福祉を統合した観点から考察していく意義は、一つの分析枠組に捉われず、多面的に子どもの成長発達を捉えていく点である。すなわち、子ども自身の育ちのみならず、子どもを育てる前提としての親支援や地域・コミュニティの子育て環境等までを射程として、広く子育てを捉えていくことである。これは、研究のみならず、政策・実践上に求められてきたことでもあり、「家庭教育」よりも「子育て」が一般化されてきた背景は何よりもその歴史が物語っている。

この点につき、近年、社会教育学領域では、「教育」という語彙から「子育て」という語彙に変化してきた意味も再度、捉え直されている。増山均は戦後教育学をリードしてきた大田堯の論考に注目し、高度経済成長期の急激な社会構造の変化の中で、「教育」という語が氾濫し、太古の昔から脈々と引き継がれてきた子育ての習俗（＝種の持続の営み）が後退し、見失われてきた反省として、1960年代後半に意識的に子育てという言葉が使われてきたことを指摘している。

その上で、近年では「子育て」という語も政府・自治体施策で氾濫している状況に対し、子育て概念が注目されてきた背景の出発点が、「近現代の教育への反省」と人間という「種の持続」にかかわる根本的問いかけにあったことを再確認すべきと力説している（増山 2009: 88-89）。「子育て」という用語が一般化し、逆に「子育て」支援の中身が見えにくく、ともすれば、サービスばかりが拡充している傾向の中で極めて重要な指摘である。

②家庭教育政策の展開とその批判類型

2章1節に詳述されているように、2000年代には中央教育審議会や社会教育法改正等、社会教育政策上、家庭教育という用語が意識的に使用され、今日に至っている。文部科学省『社会教育調査報告書』（2010）を見た場合、社会教育の学習内容に占める「家庭教育・家庭生活」の学級・講座の割合が、教育委員会（31.4%）、首長部局（43.7%）、女性教育施設（27.7%）、公民館（20.9%）と増加し、同報告書の「2011年中間報告書」（2013）でも増加傾向を示している。そして、「第2期教育振興計画」（2013年6月）では、「コミュニティの協働による家庭教育の推進」をすべく、「互助・共助」が重要であるとされている。

しかし、こうした動きに対して、社会教育学界では批判的見解も出されてきた。例えば、村田晶子は2001（平成13）年社会教育法改正をめぐり、1990年代後半の少年事件を口実に、

政策があるべき家庭教育を推進し（家庭教育手帳、家庭教育ノート等）、それを家庭や母親に押し付ける方向性となっていないか疑問を投げかけた（村田2001＝2006：166-167）。

一方、中藤洋子は2012（平成24）年文部科学省『家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書 つながりが創る豊かな家庭教育』では、家庭教育の低下を前提にあるべき家庭教育像を押し付ける方向が緩和されてきたとしつつも、そこで謳われる「親の主体性を尊重した学び」を含め、家庭教育を支える社会教育施設の職員の位置づけが衰退している現状を問題としている。すなわち、各種政策で示される家庭教育を支え、相互に学びを深めていく体制になっていない状況の中で（＝家庭教育を支えるコーディネーター不在状況）、「コミュニティの協働による家庭教育の推進」や「互助・共助」を求める方向に疑問を投げかけている（中藤2013）。

このように、家庭教育政策をめぐる通史として見てきたように、①家庭教育を一つの方向性に導き得ることへの批判、②家庭教育を支える条件整備（具体的には、専門職配置及びその力量形成等）の視点がない中での政策展開への批判が浮上しているといえる。

③家庭教育概念の問い直し

社会学分野では、「家庭における意図的な教育」といったような機能的観点から家庭教育の定義づけがなされている。しかし、教育学分野ではそもそも、「家庭教育」概念の根本的な問い直しもなされ、その曖昧性が指摘されてきた。

上述のように、増山均は教育学で子育てという語が意識的に使用されてきた背景を確認しつつ、教育の政策用語として「家庭教育」が使用されてきている動きを慎重に捉え、「そもそも『家庭教育の内容は何か』、その概念は何か明らかにされていない」と根源的な問いを行った。そこでは、教育形態として、学校教育のように制度化された「定型教育」、社会教育のように場所等は設定されるが、その中味や開催頻度をある程度自由に設定できる「不定形教育」、日常生活やメディアを通じて自然に学びの機会を得る「非定型教育」と整理し、本来、家庭教育の形態は後二者であるのに対し（旧教育基本法で家庭教育が社会教育の範疇に含まれていたのはこのためと説明）、2000年代の教育施策は家庭教育を定型教育のように位置づけつつある問題を指摘している。

増山は教育から子育て概念に変容してきた積極的意味を捉えつつ、子育ての中味には5つの「育」があるとし、衣食住等の子どもの生存と生活に関わる「養育」、子ども自身が遊びながら主体性を発揮する「遊育」、社会構成員として参加する前提となる規範やモラルを学ぶ「訓育」、心身のトラブル等による療養や休養に関わる「療育」、仲間とともに社会を運営していく知識や技術を学ぶ「教育」と分類し、「今求められ、問われているのは『家庭教育』ではなく、『<教育>の機能をも含む家庭における<子育て>のあり方』である」と説明した。その上で、地域に家庭を開く意義を論じ、親が相互に成長し合える社会的支援の必要性を説き、「子どもの成長にともなって、親自身が学び、人間として豊かに成長していく営み、すなわち（子）どもを（育て）ながら、（子）どもに（育て）られることが『子育て』なのだという視点」（＝「子育て」を通じての「親育て」の視点）を持てるかがポイントであるとした（増山2009：9、94-98）。

このような論理は、いわば、子育て概念を軸に教育福祉論の具体的展開を現代社会に即して説明した内容であり、「今なぜ、家庭教育概念を援用するのか」を問い返すものである。

④本調査のスタンスー「子育て」サービスが拡充している中での家庭教育概念の意義

以上、先行研究を通じて、子育て・家庭教育概念の暫定的な整理を行った場合、社会教育・児童福祉研究上は、家庭教育概念を援用する積極的意味は見出し難い。

しかし、そもそも、実際、子育てを行っている世代、子育てを支援する実務家にとっては、「家庭教育」、「子育て」の概念整理よりも前に、先ずは「何をすべきか」という混迷状況が先にあり、実のところ概念整理よりも、子育て実践を貫く具体的理念が実践上は求められているのではないだろうか。

上述のように、「教育」という語の氾濫の反省から「子育て」という用語が採用されてきたが、ひとたび政策用語として「子育て」が一般化すると、今度はその用語の下に様々なサービスが展開され、それらをまとめあげる実践上の理念が見えにくくなる。

かつて、欧米のソーシャルワーク研究において、利用者を援助する技術やサービスばかりに目が向き、肝心の利用者ニーズを見落としているのではないかと省察されてきたように（パートレット1970=1978）、日本でも近時の矢継ぎ早の子育て支援施策の流れの中で、ともすれば、「子育て」支援というサービスメニュー（社会保障や社会資源等）の設計とそれらを各家庭の状況に応じて当てはめていく傾向が強まっていないだろうか。需要と供給の対概念の下、保育等の領域において、福祉の市場化・産業化の議論が浮上し、その批判的検討がなされているのもその一例といえよう（中村2011）。

こうした子育て支援施策下では、個別的な支援サービスが供給されても、親同士が相互に学び・成長し合える「子育て」の場が生じにくいようにも思われる。つまり、今求められるのは、子育てサービスのメニューの拡大というよりも、様々なサービスを活用しつつ、日々子育てに奮闘している親同士が学びあい、相互に成長し合える場の支援であり、だからこそ、社会教育の観点が必要となるのではないだろうか。

本来、社会教育は住民同士の学び等を通じて、地域で横や斜めの人間関係を形成しながら住民自治の促進を支えてきた。こうした観点に立てば、福祉サービスを個別に供給するだけではなく、サービス利用者が相互に語り合う等、利用者を横につなぎ、サービスの利用をめぐる「学び」を醸成することが求められる。本調査に引き付けた場合、家庭教育概念を通じて、子育て支援施策の中で見えにくくなっていた親同士の「学び」の視点を再発見していく積極的意義があるようにも思われる。これが本研究の初年度の議論を通じた調査仮説である。

もっとも、これらの調査仮説は先行研究の議論のみならず、酒田市内の子育て支援センター及び保健師のヒアリング調査（3章）、酒田市における家庭教育の社会資源の実態分析（4章）及び比較研究として視察した弘前市内の研究者（＝子育て概念の下に実践研究を進めている深作拓郎弘前大学講師）、実践者（＝子育て支援課職員、子育て広場主任保育士、生涯学習課職員、子育てNPO職員）へのヒアリング調査（5章）を踏まえて導き出したものである。各ヒアリング調査に際しては、当該実践の概要を尋ねつつ、共通質問事項として実務者自身が家庭教育をいかに捉えているかを尋ねることを心がけた。

なお、最後に弘前大学の調査研究においても援用されている子育て概念について触れておきたい（弘前大学生涯学習教育研究センター2013）。子育て概念は、子どもは大人に育てられる受動的な存在ではなく、自ら育っていく主体的な存在であることを強調するものであり、いわば子ども自身に内在されるストレングスに焦点を当てた概念として社会教育学界等で

提起されてきた（小木・立柳・深作：2000）。

子育ての概念をめぐっては、本来、子育て概念の中に子どもたちが主体的に育ち合う側面が含まれているとの見解もあり（増山2009：84）、研究上は議論のあるところである。これらは、子どもが育っていく実践の構成要素をいかに捉え、それを概念化していくかのスタンスに関わるものである。したがって、本調査でも調査仮説を念頭に置きつつも、今後の調査の進捗状況に応じて、改めて実践的な概念整理（検証）を行っていくこととしたい。

Ⅲ 子育て支援に関するヒアリング調査およびその結果

酒田市の家庭教育支援の実態把握に努めるために、市内の子育て支援において中核的な機能を果たしている子育て支援センター職員および当該地域を担当する保健師に対して、ヒアリング調査を実施した。なお調査に当たっては、酒田市内の典型的な 2 地域、すなわち中心市街地区ならびに松山地区の 2 地域を選択し、調査を実施した。

1. 中心市街地区における子育て支援の状況

(1) 中心市街地区ならびに川南地区

酒田市内には現在 5ヶ所に、子育て支援センターが配置されているが、酒田子育て支援センターは、中心市街地である松陵地区に立地し、特別な支援を必要とする子どものための教育機関である「はまなし学園」および「松陵保育園」が隣接する。当センターが所轄する地域は中心市街地区および川南地区であり、0歳から中学3年生に限って言えば、平成 25 年 3 月末現在で酒田市の子どもの 57.3%が中心市街地区に、18.4%が川南地区に居住する（平成 25 年ニーズ調査）。

(2) 酒田子育て支援センターにおけるヒアリング調査

【ヒアリング実施日とその対象】

日時： 2013.10.4 9:30～11:00

ヒアリング協力者：センター長（松陵保育園園長を兼任）

センター職員（保育士、フルタイム勤務）

センター職員（保育士、8:30～15:30 のパートタイム勤務）

ヒアリング担当者：武田・竹原・國眼

【支援センターが提供する主なサービスとその概要】

（『平成 24 年度子育て支援事業のまとめ』（小冊子）を中心に説明を受ける）

<育児相談>

- ・電話相談・来所相談を実施。

開所時間は平日 8:30～17:30、土曜日は 8:30～12:00。

平成 24 年度の相談件数は 1356 件（内酒田は 702 件で、前年度より 300 件弱増加）資料 pp.8 および 36 参照）。

- ・相談内容としては「育児サークル」「育児情報」や医学的な問題に関するものが多い
- ・利用者は母親が中心。

<主催事業>

- ・「ハッピーチルドレン」（毎月第 3 木曜 AM 開催）：親子のふれあいあそび、子育て相談等を実施するが、利用者の声に応じてセンター職員が企画。今年度は、県外出身の利用者が多く、芋煮会を実施。

- ・「ハッピーダンス」（毎月第 4 水曜 AM 開催）：親子のふれあい遊び。楽しむイベントとしての位置づけ。

<ul style="list-style-type: none"> ・「ぼけっと広場」：センターへ隣接する松陵保育園との交流。利用者からは、普段の保育を体験・見学できることで好評（保育園の子どもとわが子の育ちの比較ができる点が良い）。市内のセンターでは酒田子育て支援センターが唯一実施（センターの渡り廊下から保育園のホールへ行くことができる） ・「ハッピーカレンダー」：季節の行事等を実施
<p><育成支援事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サークル支援」：子育てサークルの側面的支援。利用者はどのサークルも概ね 10 人程度。県外等から転入してきた家庭の子育てネットワークにもなっている。祖父母等の参加もまれにある。サークル活動は、社会から孤立しがちな子育て中の母親の自己啓発の場ともなっている。 ・「自主子育て団体支援」：地域子育て応援団（酒田市の助成金あり）、「山形みんなで子育て応援団」地域連携事業（アレルギーを持つ子どもの親同士の組織、エンジェルズキップ等） ・「次世代育成支援」：小中高生による乳幼児ふれあい体験事業一年 2 回実施。山形県立光陵高校の生徒が参加（統合前は酒田北高校）。事業主体は市社会教育課であり、赤ちゃんとのふれあいを通じ、自分史を探ることが事業の意図とされるが、センターとしては、将来親になる若い世代が赤ちゃんに触れ合うことに意義を見出している。 ・「保育園地域解放支援」：離乳食体験事業等（保育園の地域支援）
<p><共催事業></p> <p>「子育てをみんなで支えるまちづくり」事業（支援センターと児童センターの共催） 8 月末にイベントを実施（市民 1000 人程度が参加）</p>
<p><関連事業></p> <p>地域の保育園の交流、あそびの教室（毎月第 2 水曜、保健師が参加し、遊びを通じ、保健師の観点から発達課題等を発見することもある＝「はまなし学園」等とつなぐこともあり）</p>

【ヒアリング結果】

- ・保育園や幼稚園に入園後は、入園した施設や教育機関で対応するため、子育て支援センターは、未就園児とその保護者が主な対象である。
- ・子育て支援センターのねらいは、保護者への子育ての楽しさを実感する機会の提供と、子育ての大変さを共感しあう場の提供である。
- ・電話相談来所相談の 3 割弱が「育児サークル」「育児情報」に関するものである。育児の楽しさや辛さを共有する仲間を求めるとともに、自分の育て方に不安を感じ、それを確かめたい保護者が多い。
- ・当センターは、単なる「子育て支援」にとどまらず、子育てをする保護者の育ちを支援していこうとする姿勢が顕著である。子育てサークルに対する支援活動として、活動が円滑に行われるよう遊具の貸し出しや遊び場の提供等を行うとともに、それらのサークルの運営に関する相談に応じたり、「サークルリーダー会」「サークル会員交流会」「ハッピーサークル（サークル同士の親睦会）」等を実施するなどしている。サークル活動への参加やその運営は、母親自身の能力を発揮する良い機会であるとともに自己効力感・肯

定感を育む良い機会になっている。

- 子育てサークルは、現在 10 サークルほど（1 サークルあたり 10 人程度）あり、OG 会もできている。
- 次世代育成支援に力を入れている。県立酒田光陵高校の生徒を対象とした「乳幼児ふれあい体験」事業（年 2 回）や同校のサークルである家庭部生徒を週 2 日受け入れ、センターを利用する乳幼児と遊んだり保護者と交流する機会を提供したりしている。これらは日頃子どもと接することが少ない高校生、いわば子育て準備世代にとって貴重な体験の場となるとともに、体験に参加するお母さんが、自身の経験を話すことによって、「人の役に立つことができた」という満足感を味わう良い機会になっている。
- 保育園を併設した子育て支援センターであるため、「平素の保育活動を体験できる」「同年齢の子どもの様子を知るとともに、保育を体験できる」「育児の悩みを保育士に聴くことができる」などのメリットがある。

（3）地域担当保健師ヒアリング調査

松陵地区および浜田・東平田地区を担当する 2 名の保健師の協力を得て、両地区における乳幼児に関する子育て状況や支援の状況についてヒアリングを実施した。

【ヒアリング実施日と協力者】

i 松陵地区担当保健師ヒアリング

日時&場所 : 2013.12.2 15:00~16:20 (船場町保健センター)

ヒアリング協力者: 当該地区担当保健師

ヒアリング担当者: 竹原、國眼

ii 浜田・東平田地区担当保健師ヒアリング

日時&場所 : 2013.12.6 15:30~16:50 (東北公益文科大学 208 教室)

ヒアリング協力者: 当該地区担当保健師

3 歳児検診（児童相談所内の発達支援室業務）を担当

現在の担当部署は 4 年目（以前は介護保健課、その前は健康課に配属）

ヒアリング担当者: 竹原、武田

【ヒアリング結果】

松陵地区

業務全般について

- 最初の関わり一乳児全戸訪問事業。訪問を踏まえ、低体重、精神面でフォローが必要な場合は、継続訪問する。マタニティ教室（近時は父親も参加傾向）も実施している。その後、3 ヶ月、6 ヶ月、9 ヶ月検診へ
- 出生登録届（出生連絡表）一里帰りの出産の場合には、連絡を取りながら酒田市ないし居住先で（＝基本的には住民票があるところで、サービスを受ける）
- 地区の担当は 2 人（光が丘・高砂、その他）
- 父親の育児参加も近年増えてきている印象（乳児訪問事業でも父親が在宅のケースがある、健診へ同行する父親もいる→核家族化の反映もあるのかもしれない）
- 三世同居は減少傾向にあり核家族が多い印象
- 嫁姑問題（親世代の子育てとの違いが精神的負担になるケースもあるようす＝祖父母世

代と父母世代の価値観の調整も課題)

個別訪問を検討する場合

- ・初回訪問時の面談で、母親の精神面が気になる場合
- ・体重が少ない場合（母乳育児を希望し、粉ミルク育児等に抵抗がある場合）
- ・父親が就労で不在がちな場合、フォローする
- ・乳児の首のすわりも確認（その他、小児科医の所見・指導も参照する）

松陵地区における子育て支援の実態

①子育て情報の周知について

- ・就労世帯についてはなかなか情報を集められない。そのため乳児全戸訪問事業で情報を周知していく（＝就労世帯には情報が届きにくい印象）
- ・子育てハンドブックはどこで配布しているのか不明である（保健師では不明、母子手帳交付時？児童手当手続き等で配布か？）

②産後の母親のケアについて（困難ケースを含む）

- ・出産後、すぐに職場復帰するかは半々の印象（早い人は出産後 8 週で職場復帰、その後のケアは 3 ヶ月検診＝母親の健康面や精神的ストレスも見守っていく→ケースによっては「にこっと」等での一時保育等も紹介）
- ・(母親が) 子どもを預けることが悪いことではないとの認識を支援することが重要(特に、一人目の出産の場合、母親が保育サービスを活用することに罪悪感がある印象であり、母親の精神的ケアは特に重要)
- ・保育サービスにつながると安心だが、活用に至るまでの意識の壁がある印象
- ・双子の親は特に大変そうな印象（一人で複数人の子どもを保育サービスに連れて行くのも大変）。先輩ママ事業（双子の子どもを育てた母親の訪問・助言）を活用し、「にこっと」への通所を支援
- ・出産した病院から（特に日本海病院）、気になるケースは所見（低出生児や在胎 36 週前で出産したようなケース）がついて申し送りがある。養育環境が心配な場合は、助産師がフォローする。

③発達の遅れ等へのケアについて

- ・新生児では分からないが、9 ヶ月で座り、2 歳で言葉が出ないケース等は市の教室でサポートする。ただし、親が問題と感ぜない場合は強制できないので、この働きかけは困難。
- ・1 歳半を過ぎてくると、子育て支援課の家庭相談員等がサポート（それまでは保健師が中心）。ただし、問題を感じてない親へのサポートは困難であるため、継続的支援ができるように見守っていく。

④支援機関どうしの連携について

- ・保護者の中には保健所へ連絡することへ拒否的なケースもある。その場合、子育て支援センター等、関係機関との連携が必要（＝情報共有して、支援を途切れさせないことが必要）。
→一緒に成長を見守っていきたいとメッセージを送る
- ・母親が乳児に話しかけないケースも見守りが必要（どのような関わりをすればいいのか

分からないのか、乳児を見るよりも携帯電話をいじっているケースもある)

- ・健康福祉課（子育て支援課、福祉課）のみならず、発達支援室との連携や保育園・幼稚園と連携して、継続的に見守ることもある（保育士としても、2歳で言葉が出ない場合、気になるとの報告もあり、連携して見守っていく＝その場合も、親が問題と感じていない場合は、関わりが困難）

→子育て支援に拒否的な親には、保育園や幼稚園とともに保護者を見守っていく場合も

- ・幼稚園の年長段階から教育委員会学校教育課が連携先として関わってくる

⑤保健師と児童家庭福祉サービス

- ・保健師のライフステージごとの仕事の比率：4（乳児）：3（成人）：3（高齢者）

⑥その他

- ・病児保育は活用しにくい印象がある（罪悪感があるのではないか）

保健師として受ける相談の内容

①しつけ全般

- ・子どもの言いなりになってしまっている親への対応（＝3,4歳段階で、子どもの意思の尊重のつもりが、子の言いなりになってしまっているケースがある）
- ・子どもを叱れないケースがある
- ・おやつとの与え方、昼寝のタイミング等の相談もある（保育園での食事についても葛藤を覚える親もいる）
- ・親の子育て方針と保育所のプログラムの齟齬の相談（泥遊びへの抵抗など）

②訪問時に多い相談内容

- ・子どもの発達面、母親同士の関係、嫁姑関係

その他、保健師として気がかりなケース

①閉じこもりと思われるケース

- ・幼稚園、認定子ども園、保育園等につながないケースへのケア（経済面、教育方針等）
- ・全くサービスにつながない不安なケースもある

②その他

- ・保護者へのヒアリング、交流広場でのイベント等での聞きとりであれば、可能だろう

浜田、東平田地区

業務全般について

- ・子どもが少なくなった印象（東平田地区だと出生率は減少傾向＝ほとんど出生がない）
- ・保育園入所児童は増加傾向にある
- ・育児休暇は取得しやすい状況になっている
- ・祖父母の育児サポートは見えにくくなった

気になる育児世帯への支援

- ・母子手帳交付時期から、気になる家庭は定期的に訪問していく（気になるケースの判断

基準はスクリーニング等)

- ・低体重児以外にも、シングルマザーや10代の妊娠ケース等も見守っていく
- ・担当地区では、自ら具合が悪いと意思表示をしてくるケースが多い（支援に拒否的ケースは少ない＝松陵地区との違いか）
- ・上記のようなケースでも、医療機関と保健所とで情報共有するケースは少ない（著しい精神不調以外は、医療機関との連携はない）
- ・出生時、ハイリスク（＝気になるケース）のケースは医療機関より、情報を得る
- ・虐待が疑われるケースは、要保護児童対策地域協議会で関連機関と対応（＝子育て支援課が窓口となり、関連機関に召集を呼びかけてケース検討会へ）
- ・要保護児童対策地域協議会の後のモニタリングは月一回程度

児童相談所との関連業務について

- ・発達相談室は、庄内児童相談所の中に存在。それとは別に、福祉課にも発達支援室（市役所）が存在（＝児童相談所で障害がスクリーニングされ、具体的サービスは近くの市役所窓口で対応）
- ・福祉課発達支援室には、臨床心理士、精神保健福祉士が配置。市「育ちのサポート事業」により、市内の幼稚園、保育所等に出向き、各種相談を受ける。また、「遊びの教室」（子育て支援センター）を月1回実施。
- ・発達障害を抱える家庭の自助グループ（手をつなぐ親の会）等もあるよう

保健師として受ける相談の内容

- ・離乳食の取り方、予防接種、トイレットの対応等、様々受け付ける→相談に応じて、適切な社会資源を紹介

保健師として感じる家庭教育サービスの諸課題

- ・子育て支援事業では、子どもと親が離れられる支援が必要ではないか
- ・保育時間の設計も課題（＝延長保育等で対応している印象だが、そもそも保育時間に比べ親の就労時間が長くなっておりニーズに合わない印象）
- ・祖父母と現役世代との軋轢は以前より少ない印象
- ・SNSを利用して、個々で子育て情報を得ている印象（＝子育てサークル等が入っていない場合、情報入手は個人になる）。
- ・相談相手がいるかどうかは、検診でも尋ねている
- ・「にこっと」等の民間のサービスのアセスメント
- ・若い世代の親同士のかかわりが形成しにくい

最近の家庭教育についての印象

- ・家庭内での生活リズム（排便等）を見直していく必要があるのではないか（乳幼児の22時以降の就寝は悩ましいが、一方で保護者の就労時間が延長している実態もある）
- ・三歳児検診時の聞き取りの結果、メディアの視聴時間が増加している（保護者への指導は困難な場合もある）

- ・ジャンクフードを食べる親の子どもへの食育（基本がない中での食育の困難さ）
- ・子育ての地域のキーパーソンをいかに形成するか→子どもの見守り隊の意義

その他

- ・親が休めるシェルターがあってもいいのではないか
- ・子育て支援を担う機関の機能分化をどうするか

(4) 当地域の課題

【酒田子育て支援センターにおける課題】

①不十分な職員体制

酒田子育て支援センターが受理する育児相談は、電話相談および来所相談を合わせると、市内各子育て支援センター相談件数の半数を占め、前年比で1.65倍に達する（平成24年度）。また当センターは他のセンターに比べ電話相談の受理数が多く、全体のほぼ2割を占める。

職員は日々所内の活動を行い、支援しながら、その合間に電話相談を受け付けているのが実状である。3名の職員が口をそろえて指摘していたのが、現行職員体制では十分な支援ができないという現実である。当センターは酒田市内の75%の子どもとその保護者を対象に支援することが求められており、その体制として、現行の3名弱の職員数は貧弱であると言わざるを得ない。

またセンターは土曜日も開館しているため、土曜日に出勤すると平日に代休を取り必要があり、平日には職員が1名減となり2名体制で運営しなければならないことや、業務量は多く、やればやるほど業務が増えるのが実情だという。

②広報体制が十分ではない

支援センターのホームページがない。昨今保護者の多くは平素よりインターネットで情報を検索している。ネットで情報検索することできる体制が必要。紙媒体での情報発信には限界がある。

③保健師とのさらなる連携

定期検診で保健師がセンターの利用を勧めることもある。ただし保健師は「乳幼児」「成人」「高齢者」とその支援対象が多岐にわたるので、子育て支援にどの程度力を入れてもらえるのが鍵。出産前からセンターの存在を周知してもらいたい。何らかの問題が生じたあとではセンターを利用することは少ない。パワーがない人は自ら来所することは少ない。この点でも保健師との連携が重要。

④縦割りの子育て支援

子育て支援課は理解してくれているが、酒田市の他の部署との連携は不徹底だと感じる。

例)「高校生の乳幼児とのふれあい体験」：同様のイベントを子育て支援センターと酒田市社会教育課の双方が別個に実施していた。社会教育課は「いのちの教育」を意図し、子育て支援センターでは親の育ち支援や親の自己有用感を育む機会と位置付けている。

(→統合へ)

⑤子育て支援センターの利用者に偏りがある

センター利用者の大半は働いていない母親（専業主婦もしくは育児休業中）である。働く母親からはあまり相談がない。保育園幼稚園に入園している場合には、園が子育てに関する悩みを受けとめ、課題解決への支援をしていると思われるが、働いている保護者のニーズは十分に拾えているのだろうか。またひとり親世帯や祖父母が子育てしている世帯のニーズの把握や子育て支援までは手が届かない。

⑥祖父母や父親の子育てを支援する場がない

土曜日の利用者の中にときおり父親の姿があるが、少ない。利用者の大半が母親であるなか、利用しづらいのではないか。

⑦保護者対応の難しさ

まず気持ちを「受容」することが必要だが、その要求に一方向的に沿うだけでもまずい。親の育ちを支援していくという視点が必要。

⑧酒田子育て支援センターは酒田市内のうち中心市街地区と川南地区を所管しているが、最上川を隔てた川南地区の保護者は利用しづらいのではなかろうか。コミュニティセンターなどの地域資源を活用した、アウトリーチ型の支援が必要。

【担当地区保健師ヒアリングから見える課題】

- ・ 三世代同居の世帯では、子育てに対する考えに食い違いが見られ、双方に精神的な負担が生じている。
- ・ 保護者が就労している世帯では、保健師が入手できる情報が少なく、支援の手が届いているのかどうか不安。届きにくいのではないかと懸念。
- ・ 就労世帯の子育て支援は、保育園幼稚園、認定子ども園等の施設に依存する面が大きい
- ・ 子どもを預けることは好ましくないという認識・罪悪感の払拭が必要（ことに一人目のとき）。三世代同居の場合には、祖父母の価値観育児観も影響か。
- ・ 子どもに発達的な遅れが疑われる場合、保護者が問題を感じなければ、当の子どもの育ちを支援することが困難である。こうしたケースの場合、県や市の発達支援室、子育て支援センター、保育園幼稚園等、家庭相談員との緊密な連携が必要
- ・ 保育園や幼稚園、認定子ども園等と繋がっていないケースのケアに不安がある。
- ・ 子育て世代の親同士が関わる機会が少ない
- ・ 子育て情報をインターネットで検索し入手するケースが多くなっている。情報は多いが、十分に使いこなせていない。具体的な対処の仕方がわからなかったり、理解が不十分なまま、不安を募らせることも。
- ・ 子どもの生活リズム（睡眠・排便・食事等）やメディアとの接触時間等について見直す必要があるのではないか。
- ・ 子育て支援に関する資源情報について、健康課と子育て支援課をはじめとする他の部署との相互理解がかならずしも十分ではない。
- ・ 保護者が子どもを叱ることができず、すでに幼児期から子どもの言いなりになっているケースが散見される。子どもとの関わり方、ほめ方叱り方がわからない保護者も。
- ・ 子どもとの関わりかたについて、保健師が問題だと感じるケースであっても、保護者に対して、「指導」的な関わりではなく、まず「聴く」姿勢が欠かせない。乳児家庭全戸訪

問をきっかけに、子育て支援にはじめて関わる担当者として、保健師に対する期待は大きい。養育上の知識やスキルだけではなく、カウンセリング的な「受容」と「傾聴」のスキルが求められているのではないか。

2. 松山地区における子育て支援の状況

(1) 対象地域の特性

松山地区（旧松山町）は、平成 17 年 11 月に酒田市及び旧八幡町、旧平田町と合併した地域であり、酒田市街地からは約 15km の距離に位置する中山間地域である。地区の人口は平成 25 年 3 月 31 日現在で 4,754 人（世帯数は 1,590 世帯）であり、うち 14 歳以下人口は 211 人（4.4%）となっている。出生率の推移を見ると、平成 14 年に 6.1%、平成 24 年に 4.7%と減少を続けている状況にある（平成 25 年 2 月 20 日酒田市松山総合支所市民福祉課作成資料を参考）。

本調査で協力を得た松山子育て支援センター及び松山総合支所（市民福祉課健康福祉係）は道路を挟んで近接して立地しており、松山子育て支援センターは松山保育園との併設となっている。子ども数の状況としては、平成 25 年 5 月 17 日現在で乳幼児数は 133 人であり、3 歳児以上は全員が保育園に入園している状況にある。また、乳幼児数 133 人中 0～2 歳児が 59 人、うち未入園児は 26 人（44.1%）となっており、松山子育て支援センターの主な利用者層はこの未入園児の子育て家庭ということになる。

(2) 松山子育て支援センター・ヒアリング調査

【ヒアリング実施日とその対象】

日時：2013/10/10（木）、13:00～14:30

場所：松山子育て支援センター（松山保育園内）

ヒアリング協力者：松山子育て支援センター長（酒田市松山保育園園長を兼任）

松山子育て支援センター職員（保育士、9:00～16:00 勤務）

調査者：伊藤真知子、渡辺暁雄、小関久恵

【ヒアリング結果】

松山保育園の利用状況について

- ・ 0 歳児 7～8 名、1 歳児 13～14 名、2 歳児 16 名、3 歳児 20 名、4 歳児 27 名、年長組 30 名、計 116 名（120 名定員）
- ・ 今年度より一時預かり保育を開始。利用は 0～2 歳児が多い。
- ・ 松山地区の 2 歳児以上はほとんど入園している。
- ・ 年々子どもは減少傾向にある。出生率も下がり、地域外への転出もある。
- ・ 今年度に限っては、途中入園が多い（現時点で 7 名程度）。

※ 松山地域：南部、内郷、山寺・松嶺にそれぞれ保育園があったが、統合し松山保育園（子育て支援センター併設）となった。

松山子育て支援センターの取り組みについて

- ・（現職員が松山に移ってきた際には）立派な建物はあるが足を運びにくい状況があり、利用状況は少なかった。現在、センターに足を運んでもらうための取り組みを実施している。
- ・「まつやまっこクラブ」：登録制の子育て支援グループ。会員には「まつやまっこだより」を発行。また、メールでも情報発信している。広く一般に発行している「つつじっこだより」もあるが、「まつやまっこだより」では、会員限定の行事案内や、行事申し込みの締め切りを一般より早く設定するなど会員としての特典が得られるような仕組みをつくっている。会員登録に関しては、健診時に保健師より紹介してもらっている。
- ・3センター共催活動：平田、八幡、松山の3センター共催活動を企画。ママ友を増やしつながりをつくっていく目的がある。今年度は4年目。
- ・家庭訪問：職員の顔が分かれば安心して来られるだろうという目的のもと、職員が保健師とともに家庭訪問を実施した。実績は24件。効果は感じている。例えば、「まだ小さいから利用できない」と遠慮していた人が来てくれるように。
- ・訪問を通じて課題と感じていることは、松山の土地柄、広い地域に家が点在していることから、近隣と関わりを持ちづらいこと。同世代の子ども同士で遊べない。
- ・センター利用頻度（月1回利用や週1回利用）によって子ども同士のかかわりに違いが出ていると感じているため、そのあたりについても「まつやまっこだより」で発信していきたいと考えている。
- ・現在は、家庭訪問や情報発信の成果か、少しずつ足を運んでくれるようになっている

地域の子育て資源

①子育てサークル

- ・毎週金曜日に活動。3年前まで活動していたもので、今年復活した。毎回概ね4～5組が参加。活動が始まったばかりのため、母親たちの主体的な活動や企画には至っていないが、「集まって遊ぶ」という活動をしている。また、ミニプレイタイム（紙芝居、手遊び等）を楽しみに来ている親子もいる。
- ・仕事を持っている母親が多く、活動に専念できる人がいない。サークルをどうサポートしていけるかがセンターとしての課題である。
- ・親子を取り巻く環境としては、親世代との同居も多いが、農業や自営業の場合は祖父母世代も仕事があり、祖父母からのサポートも難しい状況もある。
- ・母親たちから聞かれる悩みは、0～1歳児の断乳、離乳食、衣服についてが多い。祖父母からの助言もあるようだが、時代や環境が違う。また、本やネットで調べているが分からないということで話題になる。子どもの育ちにはバラつきがあるため不安なのではないか。
- ・離乳食体験、食事体験：公立保育園と子育て支援センター共催で実施。市内から松山での体験に来る人も多い。

②地域子育て応援団

- ・主任児童委員の方が音楽療法士のため、子育てサークルに合わせて「親子で簡単リズム体操」等を実施。7月末に実施した。12月、2月にも予定。まつやまっこクラブで告知している。

③松山保育園

- ・ 保育園からは、併設ならでのサポートがある。

課題

①祖父母と子育て

- ・ 子育て支援の集まりには、祖母は行きにくいとの意見もある。行事に押し寄せてくる母親のパワーに圧倒されるようだ。昔は「おばあちゃんの日」があった。12月に、「祖父母の日」を開催する予定。保健師と共催で。歯科衛生士や健康課も。
- ・ 畑作業があると家から出られなかったり、低年齢児だとセンターや外では遊べない、家の中で済んでしまうと思っていたりするようだ。
- ・ 祖母が子どもを連れ出すことを母親がよく思っていない場合もある。
- ・ 上記のような家庭には、再度家庭訪問をする予定。訪問していけば話はしてくれるため、そこから探りたい。

②低年齢児用プログラムについて

- ・ 0～1歳児向けの行事が組みづらいという課題もある。
- ・ 母親（や家族）が子育て支援プログラムへの理解をするまでが大変。

③人材育成・確保について

- ・ 子育て支援は「人」である。連携は人柄でうまくいっている。
- ・ 意識の高い職員からの教えが現在の取り組みにつながっている。
- ・ 職員の待遇は悪い。現在の職員のボランティアの働きに頼ってやっている状況だ。勤務時間は9:00～16:00だが、残業をしながら勤務している。保育士も不足している。専門職の働く基盤を整えなければ、成り立っていかない（松山子育て支援センターは契約職員1名が勤務）。
- ・ 研修も大事だと思っているが、確保しづらい
- ・ 職員は保育士資格を持っているが、3人の子育て経験も活かしていると思っている。
- ・ 分からないことがあればセンターの仲間や交流ひろば、市役所の保健師に相談している。つながりがあり助け合いながらやっていける。
- ・ 子育て支援センター発足時、当時の健康福祉部長のリーダーシップもあった。
- ・ 園長が併設園長会議を立ち上げた。

④子育ての孤立化

- ・ 人数が少なければ少ないなりの問題がある。
- ・ 平田・八幡でもアイデアを出している最中のようだ。

家庭教育支援の今後の展望

- ・ 祖父母への支援の必要性（日中は祖父母世代が子育てを担うことが多いが、時代・環境違う）
- ・ 親子のコミュニケーション促進に向けての活動を継続（ベビーサイン、ベビーマッサージ等）
- ・ 保育園や子育て支援センターでの多くの子どもの様子を見てもらうことで、学ぶ場になる。異年齢の子どもと触れ合うことで、成長の見通しにもなる。どうしても今だけにな

- ってしまう母親にとっては「よそを見てもらう」ことの大切さがある。
- ・ 子育てサークルへの支援。自立していけば、幅が広がっていくと思う。

考察

①松山子育て支援センターの取り組み

松山子育て支援センターの取り組みとして特筆すべきは、各戸への家庭訪問と会員登録制の「まつやまっこクラブ」の展開、そして平田、八幡子育て支援センターとの共催事業の実施である。

家庭訪問は、地域担当保健師と連携して実施されており、子育て中の親と顔が見える関係を構築したいという職員の思いが込められている。実際に一軒ずつ訪問することにより、地域や家庭の様子を把握することができる点も子育て支援を展開する上で重要と考えているようだ。訪問する中で、「広い地域に家が点在し、近隣と関わりが持ちづらく、子ども同士の交流が図りにくい」という松山地区の子育て環境の地域性も見えてきたという。このような地域性による「子育ての孤立化」を招かないように、訪問活動に加え、電話連絡もこまめに実施しているとのことである。

また、「まつやまっこクラブ」は、家庭で子育てしている親と子の双方を応援したいという思いから発足した会員登録制のクラブで、クラブに入会することにより行事への申込を優先的に受け付けるなど特典を受けられる仕組みになっている。また、メール配信で情報を伝えることもあり、家庭訪問やまつやまっこクラブの活動は、子育て中の親子とセンターとのつながりを結ぶものになっているといえる。

さらに、複数の近隣子育て支援センターとの共催事業を実施していることも特徴的である。子どもの減少による同世代の子ども同士での交流の難しさや、親同士の交流の幅が広がらないといった共通の課題を持つ平田地区、八幡地区とのセンター共催活動を展開することで、子どもたちはより多くの友達との交流ができ、親同士のつながり、ネットワークをつくることに寄与している。

②働き方と育児への祖父母の関わり

松山地区では、共働きの親が多く、日中は祖父母が子育ての担い手になっている世帯が多い。その一方で、農業や自営業の場合には祖父母も仕事をしていることもあり、祖父母からのサポートが難しい家庭もあるようだ。また、祖父母は子育て支援事業の行事などに参加しにくいという側面も指摘されていた。祖母が子どもを外へ連れ出すことを良く思わない母親もいるとのこと、就業状況を含め、子育ての担い手としての親と祖父母との関係の難しさが表れている。

松山子育て支援センターでは松山総合支所の保健師との共催で「孫育てひろば」（おじいちゃんおばあちゃんの日）を設けている。互いに育児観の相違はあるものの、親として育っていくこと、祖父母として育っていくこと、そして、それが互いに気づき、学び合える場の設定が今後は重要になってくると考えられる。

③人材育成・確保の課題

ヒアリングの中で、「子育て支援は『人』である」という言葉があった。しかし、一方で

人を活かせる労働環境としては非常に厳しい状況もうかがえた。現在のセンター職員は、子育て支援に深く携わってきた意識の高い先輩職員からの教えを受け、それを土台にして業務を担っているということだった。しかし、持続的に専門性の高い人材を確保していくためには、労働環境の整備や、子育て支援業務に自信を持って携われるような研修活動等、将来を見据えた投資も必要になってくるのではないか。

④家庭教育支援について

家庭教育支援に関しては、a.親の主体的な活動支援、b.親が学べる場づくりの2点に集約される。

a.に関しては、現在も活動している子育てサークルを、より参加者が主体的に企画・運営していけるよう支援していくことの必要性が指摘された。松山地域は子どもの数が減少している上に共働きしながら子育てする親が多く、サークル活動に専念できるメンバーに限られていることや、活動を継続することの難しさ等の課題が指摘されていたが、それらを側面的にサポートしていくことが家庭教育支援につながると考えていることが読み取れる。

b.に関しては、ベビーサインやベビーマッサージ等の講習会の実施により、親子が深くコミュニケーションできる「場」の設定や、ベビーサインの習得により言葉がまだ話せない乳幼児と親とのコミュニケーションを促進していくことにつながる。また、異年齢の子どもがいる親同士の関わり合いの重要性も指摘されていた。子育て中の親は、今日の前に見えている子どもの状態が全てだと認識してしまう傾向にあり、異年齢の子どもと接することや、その親と関わることで、子どもの成長を見通せるようになり、今の状態を受け入れられるようになるという。

以上のことから、当ヒアリングからは、いずれも親が親として育っていく「親育ち」への支援が家庭教育支援であるという認識が見て取れた。一方で、母親や家族が子育て支援プログラムを理解するまでが大変であるという側面も指摘されていた。子育てにはどのような意味があるのか、親として育っていくことの意義理解の促進が非常に難しい課題でもあるだろう。

(3) 地域担当保健師・ヒアリング調査

【ヒアリング実施日とその対象】

日程：2013/12/6（金）

場所：松山総合支所

調査者：伊藤真知子，渡辺暁雄，小関久恵

【ヒアリング結果】

A保健師ヒアリング結果（10:00～10:45）

地域の保健対応について

- ・ 松山はコミセン4地区（もう1人の保健師と2つずつ担当）
- ・ 乳幼児：高齢者：障害者⇒担当分担 A氏は主に成人担当（乳幼児対応はもう1人の保健師の方が多い）。
- ・ 個別的問題・・・単身世帯，子供の別居増加⇒高齢者対応。⇒「地域包括支援センター」

保健師とも連携している。

戸別訪問（同行訪問）（子育て支援センターと共同）について

- ・ 背景・・・松山地域の出生数減少。子ども同士のつながりも少ない。育児者の繋がりも少ない。⇒子育て支援センター立ち上げ（地域育児連携のため）。しかし参加者少ない。
○保健師・・・健康面での母親との繋がり・子どもの成長⇒支援センターと共通目的。連携。戸別訪問においても支援センターへの参加促す。
- ・ 「支援センター職員と保健師」・・・周る地区は保健師の担当地区ごと。
- ・ 「子育て関連情報が届いているかどうか（家庭ごとに）違いがあるか？それによる訪問タイミング等の違いはあるか？」⇒センター頻りに利用している人は後まわし（既に情報が行っているから）。接触が少ない家庭を優先。

子育て支援センターでの活動

- ・ 保健師の参加・・・支援センター企画（すくすくベビーなど）・・・月一回保健師が出向く企画の中で、継続した成長を見守ることが可能。
- ・ 支援センターでの母親同士の繋がり・情報交換で問題解決もできる。
- ・ 祖父母にも情報を与える（子育てセミナー「孫育てひろば」）。家族内での連携を図る（世代による育児観の齟齬を防止）。（例・虫歯予防・おやつのお渡し方を通して⇒育児の情報提供）。ワークショップにより、「虫歯」から話題が子育て全般に波及。

保健師としての活動

- ・ 乳幼児健診。3か月検診時、子育て支援センター情報チラシ渡す。
- ・ 9か月検診（9か月相談）・・・子どもとのコミュニケーション出来るようになっていく状況なので、支援センターで成長に合わせた遊びがある事を伝える。
- ・ 祖母が参加している家庭の割合は14～5人参加。（未就園・就園含め）
- ・ 祖母も悩んでいる。お嫁さんに気をつかうようになっていく傾向。
- ・ 子育ての中で困難を感じるケースは、発達障害（＝アルペルガー等見えない障害）。親が気づきにくい上にデリケートな問題も含む。発達支援室としては「早期療育」が必要とされ、適切な養育ルートに乗せたいのだが。
⇒対応策（案）・・・「母子参観 小集団の場をもうける」・・・遊びなどを通して他者と比較してもらい認識してもらおう（松山ではまだやっていないが）。
⇒母親に察してもらおう⇒支援室につなげる。各部署が連携することで「悪者」造らない。
- ・ 母親のメンタルヘルスについては、乳幼児健診の場の「問診票」（全ての検診時行っている）に母親のメンタル面を聞く質問がある。そこで不安・不眠という解答があった場合、「どの点が？」など具体的に切り込む。その場の助言で解決もあるし、ほかの部署を勧めたりしている。
- ・ 一人の保健師が対応する人数、業務負担には波がある。気になるお子さんがいるとき、担当者が療育につなげようとするとう時間的負担がかかる。以前、別の地区担当だった時はこうしたケースは多かったが、ここでは少ない。

- ・ 訪問時の父親の参加については、自分は配属になったばかりで、訪問数は少ないためか、父親がいっしょという事がなかった。

地域の課題

- ・ 出生率（平成25年13人）
- ・ 子育てしにくい地域である・・・教育資源・育児資源少ない。交通手段が少ない。バスは1日3～4本である。オンデマンドタクシーも使いづらい ⇒地域構造的課題。

「家庭教育」のあり方について

- ・ 親世代の教育が必要。困難ケースだけではないが、基本的な生活リズム、食育に問題がある。親が変わらねば子は変わらない。若い世代の考え方も違う。（コンビニ、インターネット、スマホ...）。情報がありすぎて、取捨選択できない←適切なアドバイスする人がいない。
 - ・ 親の育児への疑問に対し、子どもを「比較できる」場や具体的助言が必要。特に問題は無くても「発達障害じゃないか」と疑心暗鬼になる親も（勉強しすぎの場合）。
 - ・ 他の先輩母親からの助言重要・・・「安心感」を与える日常的な助言等（「だいじょうぶよ」といったひと言が重要）。
- （・その他、小学生のメディア依存に関する質問もあった。ルール作り⇒専門家（医療へ）

母親への聞き取りについて

- ・ 支援センターで展開しているサークル参加者は積極的にお話ししてくれるのではない。また、「ひろば」の利用者や「すくすくベビー」の時などはどうか。

B 保健師（10:50～11:35）

個別訪問における課題

⇒大変なケース（閉じこもっているなど）は多くは無いが...

- ・ 支援センター利用を勧める上での困難がある。
- ・ 支援センター利用勧めても、家庭の事情（仕事や、祖母が育児をしている場合曾祖母の世話も必要であるケース、多忙な家事（午前中が勝負）、子どもの「午前寝」など）で利用できない家庭が多い。
- ・ 支援センターからの距離（南部地区など離れている地区）。遠いと言っても10分程度ではあるが、祖母世代には遠く感じるようだ。しかし、以前（5年ほど前）は「出前」というかたちで、各コミセンを会場に子どもたちの遊ぶ広場を設けていたが、それでも参加が少ない地域がある。南部などは1人の場合もあった（近くに施設や機会があるからといって、必ずしも参加するわけではない）。
- ・ 訪問の際、祖母の中には「若い世代のなかに入りにくい」が「保健師の話を聞いて勉強になって良い」との声もあり、「孫育てひろば」を11月に開催（地域の虫歯対策もあり）することになった。14人程度が参加。在園児の祖母も半分ぐらい参加。「子ども連れで行くと邪魔になるのではないか（後に電話で聞いた情報）」という理由で未入園児は少なかった。電話で気にしないでほしいことを伝えると参加する（地域の家庭状況は把

握している。「顔がつながっている」から連絡は取りやすい。）

地域で勤めた5年間での変化（最近の問題）

- ・ 「子どもが減っている」
- ・ 関わりづらくなった点などはない。「まつやまっこクラブ」や「すくすくベビー」にも保健師が出ているので、センターへの誘いやすきはある。
- ・ このところ立て続けで転入が多い。出産後に実家に戻ってきた。離婚のケースが多い(子ども1人より3人などのケース多い。子育ての手が足りないといった理由なのか。松山地区としては1人増えるだけでもありがたい事)。そのため、途中からの関わりของスタートが増えてきている。そのまま入園(保育園)、保育園での転入母と地元母との繋がりは分からない(保健師の担当ではないためなかなか状況が掴めない)。
- ・ 男性の育児へのかかわりも変わっていない(増えていない)。支援必要な子どもへのかかわりではやはりお母さんが中心。支所での行政的手続きでは子どもを連れての手続きで父母と一緒に来るケースが多い(以前は無かったケース)。
- ・ 経済的問題。仕事をしなければならない人が増えている。育児休暇取りにくい環境。「来年入園しようと考えていたが仕事が決まったから」⇒途中入園・急な入園多くなった。
- ・ 時代の変化により保健師自身の対応や知見も変わってきた…昔「活発だったら大丈夫」⇒今では問題(発達障害等)。そうした保健師の不安が親に影響する時も。
- ・ 訪問時でもテレビをつけている(消さない)。「常についている」(乳幼児検診時にテレビ視聴時間の質問⇒回答「何時間か分からない(常についている)」)。なんとかしなければと感じている。けれど仕方がない。
- ・ 携帯電話…目の前に人が居ても、携帯電話にも繋がってほしい。
- ・ 祖母世代…育児も家事も全てやる「大変な」世代(上にも気を使い嫁にも気を使う「サンドウィッチ世代」)。祖母への支援が非常に大事だと感じている。
- ・ 虫歯…各家庭(親)の対応による。「近くにペットボトルがあるのが当たり前」。祖父母があたえているわけではなく、親があたえていることが多い⇒親世代への教育必要。
- ・ 子ども中心ではなく親中心の時間配分・ライフスタイルになっているのではないか。ミルク育児母⇒「夜ぐっすり眠れるから楽です」。夜の時間を自由に使える母親もいる(母乳の場合は夜も対応)。
- ・ 「お父さん仕事して迷惑だから」と、別に寝る←育児経験共有できないのでは?育児における親同士の共感必要。経験を共有できないと成長できないのではないか。

「家庭教育」のあり方について

- ・ スタートは「妊婦」の時(初産)。育児用に家族の関係性の再構築するように。基本的な育児情報の提供・アドバイスも「妊婦」時に。そうすると出産後の育児が楽になる。妊婦の時に入園届を出すことも可能。
- ・ 時間のやりくりのしかたも伝えられれば。「世の中どんどん時短になるが子育てだけは時短するな」。
- ・ 母親が「これでいい(現在行っている育児で問題ない=自己肯定)」という機会・きっかけを与えていきたい(B保健師のテーマ)⇒「新米ママの子育て講座(県⇒子育てラン

ドあへべ⇒B保健師に依頼)」一人目の子どもを育てている母親対象講座を受け持った。「解決ではなく共感」を持つ機会にした。そうすると、母親は「楽になった、子どもと会いたくなった」という感想を持つ。しかし、最近ではそうした機会が少ない。

- ・ 「しつけ」・・・親がどう考えるか、どうやって子どもと約束するのか。普段から約束していなければ難しいのでは。子どもの要求に無条件に従ってしまう親が多くなっている。この側面はまだ発信しきれてないと思う。「当たり前」のことが当たり前に出てなくなっている（ネット依存など）。伝えたいことが沢山あるが、「母子保健」の範囲でどこまでできるのか課題
⇒関係団体との繋がり必要。ポピュレーションアプローチが良い（個人的対応は難しい）。
⇒母親になる前「若者世代」に、親になる事前教育必要。
- ・ 「母子保健」ですべて対応できない悩みがある。うまくいっていないと感じるところは、サービスの一貫性がない、また閉鎖的という点だ。
ex.健康課が考えた「ブックスタート」、子育て支援課が対応⇒その後のつなげ方・継続のための努力・関係部署との連携・関わり方のフォローアップが無いのが残念。とてももったいないと思っている（最初に配って健康課は関わらなくなってしまう。成長に応じた一貫性が必要）。
- ・ ブックスタート、ベビーマッサージ等取り組みは何でも良いが、一貫性を持って取り組むことが必要。また、達成度を計る評価も必要ではないか。
- ・ 地元（小児科）医者がいないことが不便であり、不安である。移動だけでも時間がかかる。この地域は同居が多いから助けはあるかもしれないが、みんながそういう状況ではない。

考察

①子育ての背景にある地域構造的課題と経済的課題

協力いただいた2名の保健師に共通する見解として、松山地区には教育資源・育児資源が少ないという点があった。特に、乳幼児の子育てをする環境としては、小児科を有する病院がなく「子育てしにくい環境」といえる。子育て中の母親からも不安や不便さを訴えられることがあるという。一方で、管轄する地域の子どもの数が少ないことにより、家庭への連絡をこまめにするなど密な関係が築けていることも地域の特徴であろう。

また、経済的理由から仕事を続けなければならない子育て中の母親が増えており、例えば、次の年から入園を考えていた親が仕事が決まったからと子どもを保育園に途中入園させるケースも比較的多いとのことだった。また、離婚し子どもを連れて実家に戻るケースも多く、それらの結果、祖父母による育児のニーズが高まっているようだ。そんな中、「祖母も悩んでいる」「嫁に気をつけている」といった傾向があり、子育て家庭への支援では、祖母に配慮した支援が必要であるという共通認識も見られた。

②子育て家庭への支援における連携の課題

保健師と松山子育て支援センター職員とは、日常的に緊密な連携が取れていることが分かった（家庭訪問、まつやまっこクラブ、すくすくベビー等へ保健師が参加など）。

しかし一方で、行政における発達段階に応じた課を超えての事業展開や、サービスの一貫性・接続性・フォローアップが課題であることも分かった。また、家庭教育に関しては妊婦のときから、あるいはそれ以前から必要であるという見解も示されており、子どもの発達段階を考慮した家庭への支援はもちろん、親が親になる前からなつた後まで継続した家庭教育支援の必要性が見て取れた。

③家庭教育支援について

「子どもの言いなりになる親」「子どもの要求に無条件に従ってしまう親」が増え、「親世代の教育が必要」という共通認識を持っているようである。しかし、親に対するアプローチとしては次の2つの側面が見られた。a.子育て・しつけに関する若い親への教育、b.子育てをしている親の受容と親自身による学びである。

a.に関しては、テレビ、インターネット、スマホ等との付き合い方や、食や生活リズムの乱れ等についての懸念から、指導的な側面を含めて対応しなければならないといった意識があるように見受けられた。

b.に関しては、母親が現在行っている育児について、学び合いの中で「これでいい」と自己肯定できるよう関わるアプローチである。また、子育てに備えて「家族の関係性の再構築」に自ら取り組めるよう支援するといった、親の気づきや主体性を尊重した関わりが重要であるという考えが見て取れる。

しかしながら、母子保健の範囲でどこまでいかに関わられるかという課題も抱えている。また、保健師の職能から考えれば、高齢化が進む中で高齢者分野とのバランスも非常に大きな課題となるだろう。

さらに、男性の育児参加もそれほど増えている実感はないとの見解であり、家庭の中で育児経験を共有できていないという問題点も指摘されていた。以上のような現状を踏まえながら、家庭教育支援のあり方を検討していく必要があるだろう。

(4) 当地域の課題

- ・ 松山地区は、要支援対象となる人数は市街地と比較すれば少ないが、「少ないなりにとも問題を抱えている」。しかし、地域性を把握した上で、家庭訪問や電話等の子育て家庭への細やかな対応を子育て支援センター、保健師ともにおこなっていることは評価できると考えられる。
- ・ 子育て支援センター、保育園、保健師等の専門職連携は比較的うまくいっている状況が見て取れた。しかし、属人的かつ人的資源が不足している側面もあり、人材育成・確保は喫緊の課題と考えられる。
- ・ 家庭教育支援という観点からは、まず「家庭教育」概念自体になじみがないということがいえる。しかし、ヒアリング協力者それぞれに思うところを回答していただいた。その回答からは、家庭教育とは「親」に焦点を当てたものであるという認識が概ね一致していた。しかし、「親に教育する」という親が受身の教育と、「親が学べる場を設ける」という親の主体性を尊重した教育の2つの視点が見て取れた。
- ・ 以上の点を踏まえ、家庭教育支援のあり方を検討していく必要があると考えられる。

IV 酒田市における家庭教育資源の整理

本章では、酒田市における家庭教育にかかわる資源の実態を把握することを目的に、主に三つの情報源からその整理、分析を試みた。

一つ目の情報源は、本分析を目的に今年度当初に酒田市に依頼を行い、酒田市社会教育課にとりまとめて頂いた「平成 24 年度 家庭教育支援等関連事業一覧（目的別）」である。この資料には、酒田市社会教育課、健康課、子育て支援課、図書館、学校教育課、まちづくり推進課、文化スポーツ振興課、農林水産課、農政課、福祉課、下水道課、環境衛生課、八幡・松山・平田総合支所、市営プールをはじめ、各種団体や専門機関の 0 歳児から 17 歳を対象とした家庭教育にかかわる各種事業等に関する情報が記載されている。本章では上記の内、就学前児童を対象とした事業等に関する情報を抽出した。

二つ目の情報源は酒田市発行の「平成 25 年度版 子育てハンドブック」である。そして三つ目の情報源は酒田市のホームページに掲載されている情報である。以上の情報から、63 の家庭教育支援の事業、取り組みをリスト化した。

次に、リスト化した 63 の事業、取り組みを、II 章で論じた政府の「第 2 期教育振興基本計画」の「【施策 22】豊かなつながりの中での家庭教育支援」の説明に基づき、分類化を試みた。具体的には、上記施策において家庭教育支援の内容のポイントとして説明されている①コミュニティの協働による家庭教育支援、②課題を抱える家庭への支援、③生活習慣づくりの推進、④その他の 4 つの視点を項目化し、63 の事業、取り組みを上記 4 項目の内、最も該当する項目へ並べ替えた。

最後に、以上の整理を行った酒田市における 63 の家庭教育支援に関する事業、取り組みを、<1>対象年齢、<2>地域（小学校区）、<3>事業、取り組みの担い手の 3 つの視点から分析した。その結果は、対象年齢別のリストを表 IV-1、地域別のリストを表 IV-2、担い手別のリストを表 IV-3 にまとめた。尚、3 つの表に記載した家庭教育支援に関する事業、取り組みの内容と掲載の順番は全て同じである。

以上の分析から明らかになった点は八つある。

一点目は、現在の酒田市においては、「家庭教育」という名称を用いた事業や取り組みが少ないということである。本分析においては社会教育課が実施している「家庭教育講演会」と「家庭教育モデル講座」の 2 事業のみであった。V 章で述べるように、「家庭教育」という言葉を積極的に用いた施策を展開している自治体もあり、「家庭教育」という名称を用いた事業が少ないことは酒田市の特徴と言えるかもしれない。

二点目は、子育て支援の資源の所在地に偏りがあることである。子育て支援センター、児童センター、つどいの広場はいずれも親子で利用することができる重要な家庭教育資源であり、基本的に全ての親子を対象として運営されているが、施設数が限られていることから、酒田市内の全ての家庭にとって利用しやすい場所にあるわけではない。さらに、III 章の酒田市子育て支援センターへのヒアリング調査では、センター職員が手厚い親子支援を行っている一方で、職員体制については非常に脆弱であるという課題があることが確認された。また、延長保育、一時預かり事業を実施している保育所の所在地にばらつきがあり、学齢期の家庭の課題ではあるが、放課後児童クラブがない地域もある。

三点目は、「第 2 期教育振興基本計画」に基づいた分類でみると、コミュニティの協働に

よる家庭教育支援に該当する事業や取り組みが少ないことである。この点は、表IV-3において住民自治組織の欄に該当する事業がなかったことにも留意する必要がある、より正確な情報収集が求められる。本調査研究者としては、来年度、酒田市内のコミュニティ振興会を対象とした調査を行うことにより、正確な実態把握と分析に取り組みたい。

四点目は、同じく表IV-3において保護者（PTA等）の欄に該当する事業がなかったことである。就学前であっても、保育所、幼稚園等ではPTAが主催する保護者を対象とした研修会等が行われており、三点目と同様に、来年度に酒田市PTA連合会等を対象とした調査を行うことにより、さらなる情報収集と分析を行う必要があると考える。

五点目は、上記と同様に、表IV-3において当事者組織による家庭教育視点事業がないということである。この点についても、手をつなぐ育成会、スワンの会などの組織における保護者対象の学びの機会や、家庭での子育てに関するサポート等の取り組みが行われていることが推測されるため、来年度におけるさらなる調査を通して実態把握に取り組む必要がある。

六点目は、「第2期教育振興基本計画」に基づいた分類でみると、課題を抱える家庭への支援については、子育て支援課と健康課が担当の事業・制度が多く、また乳児院、児童養護施設、早期療育施設、子育て短期支援事業などの専門的支援機関が酒田市内にはないということである。

七点目は、六点目と関連するが、本分析からは行政の部・課を超えた連携の実態が見えないということである。今年度の調査研究からは行政内外だけでなく、行政内部における連携、協働も家庭教育支援において、重要なポイントとなることが浮き彫りになってきた。本分析を出発点とし、家庭教育支援に関する事業や取り組みがどのような行政内部の連携、協働により実施されているのか、或いは家庭教育支援の推進においてどのような行政組織の体制が求められるのかということについても次年度以降に明らかにしていきたい。

最後に、八点目は、本分析においては63の事業、取り組みをリスト化したのが、どこまでを家庭教育支援の範囲とするのが現時点では不明瞭であるということである。本調査研究ではⅡ章を中心に家庭教育及び家庭教育支援の概念について分析を行っているが、実際に具体的な事業や取り組みの分析を行うとその定義づけの困難さに直面する。例えば、酒田市内でも地域コミュニティと保護者が協力をして行っている「見守り隊」や、「ボーイスカウト・ガールスカウト」などの取り組みは家庭教育支援に含まれるものかどうか、本分析の過程においては結論を出せなかった。いずれも基本的には「子どもの育ちの支援」を主目的としているが、一方でその実行にあたり保護者が参画することにより、主催者や地域における実践の先輩から子どもとのかかわり方、子どもの安全を守る方法等について学ぶ「親の育ちの支援」の側面も有する取り組みである。

以上が本分析により明らかになった酒田市の家庭教育にかかわる資源の現状と特徴である。およそ半分が本分析の課題を示すものでもあることから、来年度、より多様な情報源から情報収集を行うことにより、家庭教育資源の実態と課題に関する分析を深めたい。

表IV-1 H25年度「酒田市における家庭教育支援に関する調査研究」酒田市における家庭教育資源の整理<1>年齢別

※第2期教育振興基本計画【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援:①コミュニティの協働による家庭教育支援、②課題を抱える家庭への支援、③生活習慣づくりの推進、④その他

※に基づく分類		児童の年齢							
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	
①コミュニティの協働による家庭教育	1	読み聞かせ・劇	○	○	○	○	○	○	○
	2	公園	○	○	○	○	○	○	○
	3	スポーツ少年団							○
	4	グリーンツーリズム、里山体験など	○	○	○	○	○	○	○
	5	ぴーちくぱーくの集い	※3ヶ月～	○					
	6	親子で楽しむリトミック					○	○	
	7	日曜そよ風クラブ	○	○	○	○	○	○	○
	8	子育て講演会、研修会	○	○	○	○	○	○	○
	9	ひとり親家庭支援事業	○	○	○	○	○	○	○
	10	あさの葉会お話し会	○	○	○	○	○	○	○
	11	自分でできる簡単ネイルケア	○	○	○	○	○	○	○
	12	親子でノンアレルギーXmasケーキデコ	○	○	○	○	○	○	○
②課題を抱える家庭への支援	13	認可外保育施設							
	(1)	一般認可外保育施設4施設	○	○	○	○	○	○	
	(2)	事業所内保育施設3施設	○	○	○	○	○	○	
	14	児童センター	○(保護者同伴)	○	○	○	○	○	○(小学生まで)
	15	子育て支援センター(5ヶ所)	○	○	○	○	○	○	
	16	つどいの広場	○(保護者同伴)	○(保護者同伴)	○(保護者同伴)	○(保護者同伴)	○(保護者同伴)	○(保護者同伴)	
	17	一時預かり事業							
	(1)	保育所12カ所	※6ヶ月～	○	○	○	○	○	
	(2)	つどいの広場1カ所	※3ヶ月～	○	○	○	○	○	○(小学校6年まで)
	(3)	その他2ヶ所(託児を含む)							
	18	ファミリーサポートセンター	○	○	○	○	○	○	○(小学校6年まで)
	19	病時・病後時保育事業							
	(1)	病時・病後時保育所1カ所	※3ヶ月～	○(集団保育可)	○(集団保育可)	○(集団保育可)	○(集団保育可)	○(集団保育可)	○(小学校3年まで)
	(2)	病後時保育所1カ所	※3ヶ月～	○(集団保育可)	○(集団保育可)	○(集団保育可)	○(集団保育可)	○(集団保育可)	○(小学校3年まで)
	20	延長保育事業							
	(1)	7:00～18:30 6園	○	○	○	○	○	○	
	(2)	7:00～19:00 7園	○	○	○	○	○	○	
	(3)	7:30～19:00 3園	○	○	○	○	○	○	
	(4)	7:15～19:00 2園	○	○	○	○	○	○	
	21	放課後児童クラブ(20カ所)							○
	22	児童デイサービス			○	○	○	○	○
	23	養育支援訪問事業(児童虐待防止)	○	○	○	○	○	○	○
	24	子育て短期支援事業		○	○	○	○	○	○
	25	乳児院	○						
	26	児童養護施設		○	○	○	○	○	○
	27	家庭児童相談	○	○	○	○	○	○	○
	28	児童手当	○	○	○	○	○	○	○
	29	児童扶養手当	○	○	○	○	○	○	○
	30	子育て支援医療費助成	○	○	○	○	○	○	○
	31	ひとり親家庭等医療	○	○	○	○	○	○	○
	32	母子・寡婦福祉資金貸付制度	○	○	○	○	○	○	○
	33	未熟児養育医療	○						
	34	早期療育施設	○	○	○	○	○	○	
	35	心身障がい児養育手当	○	○	○	○	○	○	○
	36	特別児童扶養手当	○	○	○	○	○	○	○
	37	重度心身障がい(児)者医療費助成	○	○	○	○	○	○	○
	38	自立支援医療(育成医療)	○	○	○	○	○	○	○
	39	就学援助							○
	40	小児慢性特定疾患治療	○	○	○	○	○	○	○
	41	結核児童療育医療	○	○	○	○	○	○	○
	42	アイ・サポート相談	○	○	○	○	○	○	
	43	すてっぷ遊びのひろば			○	○	○	○	
		44	保育所						
(1)		公立10施設	○	○	○	○	○		
(2)		私立19施設	○	○	○	○	○		
45		幼稚園(7施設)				○	○	○	
	46	認定こども園							

③生活習慣 づくりの推進	(1)	幼保連携型3施設	○	○	○	○	○	○	
	(2)	保育所型1施設	○	○	○	○	○	○	
	47	ブックスタート	○						
	48	家庭教育講演会	○	○	○	○	○	○	○
	49	すくすく出前講座	○	○	○	○	○	○	
	50	孫と一緒にリトミック		○	○	○	○	○	
	51	さんさん学級			○	○	○		
	52	パパと一緒に			○	○	○	○	
	53	家庭教育モデル講座					○	○	
	54	おおきな一れ、あそびのおへや、つくってみよう	○	○	○	○	○	○	
④その他	55	食育講座	○	○	○	○	○	○	
	56	乳幼児全戸訪問事業	○						
	57	健康診査	○(3ヶ月、9ヶ月)	○(1歳6ヶ月)	○(2歳児歯科)	○(3歳児)			
	58	マタニティ教室	○						
	59	チャイルドシート・ベビーシート無償貸出	○	○	○	○			
	60	幼児2人同乗用自転車購入費助成	○	○	○	○	○	○	○
	61	子育てタクシー	○(かんがるーコース)	○	○	○	○	○	○※子ども一人も可
	62	子育てパスポート							
	63	短期ベビー親子水泳教室		○	○	○			

表IV-2 H25年度「酒田市における家庭教育支援に関する調査研究」酒田市における家庭教育資源の整理<2>地域別

※第2期教育振興基本計画【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援：①コミュニティの協働による家庭教育支援、②課題を抱える家庭への支援、③生活習慣づくりの推進、④その他

※に基づく分類		酒田市内の小学校区																											
		琢成	浜田	若浜	富士見	亀城	松原	港南	松陵	泉	宮野浦	飛鳥	西荒瀬	新堀	広野	浜中	黒森	十坂	平田	南平田	鳥海	南遊佐	一條	八幡	地見興屋	松山	内郷	田沢	市外
①コミュニティの協働による家庭教育	1	読み聞かせ・劇 ※○は実施団体所在地	○	○																○				○			○	○	
	2	公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	スポーツ少年団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	グリーンツーリズム、里山体験など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	ぴーちくぱーくの集い	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	親子で楽しむリトミック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	日曜そよ風クラブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	子育て講演会、研修会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9	ひとり親家庭支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10	あさの葉会お話し会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11	自分でできる簡単ネイルケア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12	親子でノンアレルゲンXmasケーキデコ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②課題を抱える家庭への支援	13	認可外保育施設 ※○は所在地																											
	(1)	一般認可外保育施設4施設	○			○				○																			
	(2)	事業所内保育施設3施設							○		○																		
	14	児童センター ※○は所在地	○	○																									
	15	子育て支援センター(5ヶ所) ※○は所在地								○				○						○						○		○	
	16	つどいの広場 ※○は所在地	○	○																									
	17	一時預かり事業 ※○は所在地																											
	(1)	保育所12カ所	千石町		○							○		○	○	○	○	○	○	2ヶ所○		○		○			○		
	(2)	つどいの広場1カ所	○	○																									
	(3)	その他2ヶ所(託児を含む)					○														○								
	18	ファミリーサポートセンター ※○は所在地	○																										
	19	病時・病後時保育事業 ※○は所在地																											
	(1)	病時・病後時保育所1カ所							○																				
	(2)	病後時保育所1カ所																		○									
	20	延長保育事業 ※○は所在地																											
	(1)	7:00~18:30 6園											○						○	○		○			○		○		
	(2)	7:00~19:00 7園	○	○			○		2ヶ所○	○	○																		
	(3)	7:30~19:00 3園	○								○									○									
	(4)	7:15~19:00 2園				○					○																		
	21	放課後児童クラブ(20カ所) ※○は所在地	○	○	○	○	○	○	2ヶ所○	△(亀城)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	22	児童デイサービス ※○は所在地				○	○	○	○																				
	23	養育支援訪問事業(児童虐待防止)																											
	24	子育て短期支援事業 ※○は所在地																											
	25	乳児院 ※○は所在地																											
	26	児童養護施設 ※○は所在地																											
	27	家庭児童相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	28	児童手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	29	児童扶養手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	30	子育て支援医療費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	31	ひとり親家庭等医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	32	母子・寡婦福祉資金貸付制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	33	未熟児養育医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	34	早期療育施設 ※○は所在地								○																			
35	心身障がい児養育手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
36	特別児童扶養手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
37	重度心身障がい(児)者医療費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
38	自立支援医療(育成医療)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
39	就学援助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	小児慢性特定疾患治療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
41	結核児童療育医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
42	アイ・サポート相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
43	すてっぷ遊びのひろば																												
44	保育所 ※○は所在地																												
(1)	公立10施設		○					○	○											3ヶ所○	○		○	○		○			

	42	アイ・サポート相談			○(県盲学校)															
	43	すてっぷ遊びのひろば			○(鳥海学園)															
③生活習慣づくりの推進	44	保育所																		
	(1)	公立10施設	○																	
	(2)	私立19施設				○														
	45	幼稚園(7施設)					○													
	46	認定こども園																		
	(1)	幼保連携型3施設					○													
	(2)	保育所型1施設					○													
	47	ブックスタート	○																	
	48	家庭教育講演会			○(社会教育課)															
	49	すくすく出前講座			○(社会教育課)															
	50	リトミック			○(社会教育課)															
	51	さんさん学級			○(社会教育課)															
	52	パパと一緒に			○(社会教育課)															
	53	家庭教育モデル講座			○(社会教育課)															
54	おおきな一れ、あそびのおへや、つくってみよう	○																		
55	食育講座	○																		
④その他	56	乳幼児全戸訪問事業	○																	
	57	健康診査	○																	
	58	マタニティ教室	○		○(健康課)															
	59	チャイルドシート・ベビーシート無償貸出																		
	60	幼児2人同乗用自転車購入費助成	○																	
	61	子育てタクシー												○(港タクシー)						
	62	子育てパスポート				○								○						
63	短期ベビー親子水泳教室			○(市営プール)																

V 弘前大および弘前市におけるヒアリング調査

本調査研究では、酒田市の家庭教育支援の実態把握に努めるために、中心市街地ならびに松山地区での子育て支援センター職員および地区担当保健師へのヒアリング調査を実施（Ⅲ参照）。さらに本誌と比較検討するために、酒田市同様、地域外からの流入がある市街地と周辺農村部を有し、なおかつ「家庭教育」を前面に出した支援を継続的に行っている自治体として青森県弘前市を選び、子育て・子育て支援の実態について、弘前大学・生涯学習教育研究センターならびに市街地に立地する子育て支援センターや子育て支援に関わるNPOの3機関においてヒアリング調査を実施した。

1. 弘前市における子育て支援の状況

青森県弘前市は弘前藩の城下町として発展。現在も津軽地方の中核市として人口18万人を要する。りんごの生産量は日本一であり、りんごにこだわったまちづくりを展開している。また市内に大学・短大合わせて6校の高等教育機関が集中する学都でもある。同市では平成22年の「弘前市アクションプラン2010」において「子育て」を重要課題の一つとし、また平成23年の「Smile弘前子育てマスタープラン」策定においては子育て世帯を中心に子どもを持つ世帯に対するニーズ調査を実施。成果として子育てのための冊子（『子育て応援BOOK にこにこひろさき』）の作成や、弘前子育て支援交流スペース（「弘前駅前こどもの広場」。市健康福祉部子育て支援課所管）の企画・運営に関して、地元NPOなどによる運営委員会が組織された。

2. 弘前大学 生涯学習教育研究センターにおけるヒアリング調査

【ヒアリング実施日とその対象】

日時： 2014. 2.17 10:00～11:30

ヒアリング協力者：深作拓郎氏（弘前大学生涯学習教育研究センター 講師）

（1）共同研究「大学の力を活用した子育て・子育て支援プログラムの検討」の概要

弘前大学生涯学習研究センター・深作拓郎講師を代表とする弘前大学および弘前学院大学の共同研究チームでは2011年、上記マスタープランを精査・課題抽出。育児感に対するより集約的な調査を行なうとともに、翌年は育児世代による公共施設（子育て支援センター、公民館など）の利用状況の参与観察を実施。子育て支援者のキャリアアップのための学習カリキュラムのあり方、子育て支援に関わる各種団体それぞれの学習プログラムの連携などを推進している。

また同研究は、子育てを通じた大学生の地域社会参加のプログラム形成の役割を持ち、学生も授業の一環として参加。「学校外教育」の観点から、子ども丁寧に向き合って、また社会との接点・関わりを持って視野を広げさせるための仕組みとして、大学生による教育支援組織「らぶちる（Love for children）」を立ち上げた。

(2) 各層に応じた支援体制の必要性

弘前大学生涯学習研究センターでは、2009年から「連続育児支援講座」(年4回)を開催。4年間で延べ300人が受講している。講座立ち上げの動機として、市内デパートのフードコートや公共施設において、転入者層と思われる(方言を話していない)、子ども連れの母親たちを多数見受け、やはり地方都市でも首都圏と同様の支援の仕掛けが必要であると思われたためだ。受講者の特徴として、①年齢は30-40歳代、②短大卒以上の高学歴者が8割強を占める、③転入者(夫の転勤や、親の介護のための帰郷者)、④専業主婦であり、総じて地域での子育てネットワーク形成を望みつつも、言葉(方言)や文化の異なる既存の地域ネットワークに抵抗感を持っており、また独自にネットワークを形成する



深作 拓郎 氏

ための手法がわからない層であった。ちなみに大学関係の転入者は弘前市全人口の7%に上る。

他方地域には雇用の受け皿が少ない。地元住民、特に早婚の育児世帯では共働きが多く、そのほとんどが非正規雇用。所得が低い。一人親世帯も多い。そうした世帯では育児に対する肯定感や地域に対する肯定感は低く、行政への依存度が高い。つまり育児支援講座を受講する転入者世帯とは逆の傾向が見られる(二極化)。

以上の事から、一律的なサービス提供型の育児支援ではなく、各層に応じた育児支援が必要となる。また就労構造上余裕のない層、あるいは行政依存度の高いにも関わらず、相談窓口や支援センターなどのサポートが不十分な層に対するアプローチが重要である(これについては今後の課題)。

(3) 育児の「主体」形成を目指した人材の育成(支援者育成)

「連続育児支援講座」も開始から5年経過し、今後は受講者が再転勤や地域定着の中でどのような行動をするのか、講座で得た成果が役立っているのかも追跡調査する。また講座受講者や、子育て支援に関して意識の高い層と、支援を必要としている人々との関わりも期待されている。そこで講座受講者が、今度は講師として支援する側となるための講座や、高齢者を含む育児からしばらく離れていた「離育児世代」に向けた講座を検討している。これにより世代的な「縦の循環」が形成され、各世代における育児を通じた地域参加が可能となる。こうした複数の子育て「主体」の形成を、弘前市や県の教育委員会と連携・共催でやっていきたい。

特に「離育児世代」が子育て支援者として今後期待できる層である。離育児世代の指導も本人たちにとっての「学び」になる。離育児世代が支援者として力を発揮できるようにするため、コーディネートが重要だがそれを誰がなし得るのが問題。子育て支援NPOに頑張ってもらいたい。

(4) 県教育委員会による子育て専門職・指導員教育

支援が届きにくい世帯には乳幼児健診時など、保健師による支援を弘前市も実施しているが効果的とは言えない。なぜなら支援・援助・ことばがけではなく「指導」になってしまい、そうした世帯に拒否反応を持たれてしまうからだ。民生児童委員に委託している訪問事業でも「指導」になってしまっている。総じて弘前市ではそうした専門職や指導役割を担う者への教育という意識は低い。スーパーバイズ機能も無い。

ただし青森県教育委員会ではそうした専門職に対するアドバイザー教育（養成講座）「あおもり親楽プログラム」を実施している（深作氏もプログラム作成・教育メンバー）。2日間のワークショップと体験プログラムを通して、受講者は「指導」ではなくて「聴く」ことの重要性や、要支援者が主体的にアクションを起こすようにきっかけをつくる、「場」をコーディネートすることを学ぶ。現在は乳幼児・小学生家庭対象のプログラムのみであるが、現在「思春期編」も作成中。さらに学びをカリキュラム化し、弘前大と連携して「資格化」していきたい。（支援のあり方・支援の姿勢の形成）。課題はそれをどう現場（市）に落とし込んでいくかだ。市はそこまで意識が高まっていない。

また、やはり支援の届きにくい層に対して県教育委員会では、気軽に見る事ができる「家庭教育支援動画」DVDを制作。ホームページ上で手軽に視聴できる工夫をしている（「青森県総合社会教育センター子育てネット」<http://kosodate-a.net/douga.html>）。



青森県教育庁生涯学習課編，2003

「一身近なエピソードから学ぶーあおもり親楽
プログラム 1 幼稚園・小学生編」



青森県総合社会教育センター

「家庭教育支援動画」

(5) 子育て支援団体のネットワークに関して

今青森県内で子育て支援NPO5団体あるがそれぞれ主義主張が異なるため連携が取りにくい。中間支援NPOがない。県が各団体の「仲介」をおこなっている。特に女共同企画センター・子ども家庭支援センター「アピオ青森」が子育て支援団体の仲介・ネットワーク化を行なっている。県内子育て支援団体の中で、連携に関する考察がしっかりできているのは、2団体（八戸の「はっち（中心市街地地域観光交流施設）」と十和田の子育てNPO「ハピたの」）。

(6) 公民館による家庭教育

弘前市には2つの中央公民館の他、11の公民館があり、それぞれの公民館ごとに家庭教育学級をやっているが、内容の充実度はまちまち。県教育委員会では公民館機能の活性化を目指し、職員研修も丁寧に行っている。

ただし職員はみな嘱託になってしまっている。4日勤務の3名配置。住民のニーズ把握や自治（意識）の養成などでは弱い。事業型になりすぎ、学びを通して主体を形成するという意識はすごく弱い。堀越地区の公民館では弘前大の学生との共催で年4回子育て支援の事業を行なっているが、公民館の指導員も学生たちも「子どもと遊ぶ」点に重点を置いてしまい、「親支援」がなされていない。

(7) 家庭教育の「定義」とは？

県が示している家庭教育支援とは、保護者の学習支援、学びを通じた「気づき」や「自己開発」のための学びと位置付けられている。「子ども支援」を「家庭教育」とは言っていない（家庭教育は親支援である）。支援者として離育児世代の活躍が期待できるが、コーディネートを誰が担うのかが課題。

3. 「弘前市駅前こどもの広場」におけるヒアリング調査

【ヒアリング実施日とその対象】

日時： 2014.2.17 13:00～15:00

ヒアリング協力者：金川浩人氏（弘前市健康福祉部子育て支援課子育て戦略担当主事）

尾崎暁子氏（弘前市駅前こどもの広場 主任保育士）

木村正巳智氏（弘前市社会教育課）

(1) 弘前市駅前こどもの広場について（金川氏、尾崎氏）

i 設置目的と機能

子育て支援センター機能と、小学校低学年まで楽しめる遊び場を併せ持つ「弘前市の子育ての拠点」として駅前のショッピングセンター「ヒロロ」3階に、平成25年7月21日にオープン。0、1、2、3歳が主な「利用者」だが、県産材遊具や玩具（積み木など）を用い、子どもから高齢者まで楽しめるように（世代間交流できるように）している。

ii フロア構成

地下1階～2階と4階は商業施設。5階～7階は駐車場となっており、3階を市が買い上げた。同フロアには「子育てエリア」「健康エリア」「行政エリア」「交流エリア」の4つに分かれており、子育てエリアの中にプレイルーム、親子カフェ、授乳室、幼児用トイレスペース、託児所などがある。また行政エリアは転出入の届けなど本庁の出張所的な存在。今後は保育所の入所手続きや児童手当の手続きなども行いたい。また就労支援センター（ジョブカフェ）でお母さんの再就職セミナーなども行っている。その時は子育てエリアの託児所で子どもを預けることができる。また商業施設とさらに連携して親子の利便性を高めて行きたい。

iii 開設時間と利用人数

子育て支援センター機能の開設時間は10:00～18:00。毎月第1、3火曜日のみ休業。土日祝日開設。年末年始も開設。年末年始は利用者が多い。12月31日177人、1月1日223人、1月2日390人、1月3日400人。お盆も含め、帰省者が多いため。

弘前市だけでなく、周辺市町村から来る。大館市など秋田からもリピーターがいる。

8月だけで3万人を超えていた。9月以降、広場全体で月平均1万2千人で推移すると予測している。大変だが、所長を含め13名体制でシフトを組んでやっている。

iv 実施事業の内容

基本事業として「交流の場の提供と交流促進」、「子育てに関する相談・援助の実施」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施」である。

所属する13名中12名が正保育士（所長、主任、正の計3名）、臨時保育士（9名）、1名が非常勤嘱託職員。保育士による相談を随時受け付ける。情報提供に関しては今後、スマホなどでも対応できるようにしたい。

「一時預かり事業」も実施。1時間500円。（周辺の商業施設の託児サービスより安価）。周辺の保育所でも一時預かりを実施していることを踏まえ、原則として3時間まで可能。保育所では対応できないような急なニーズに応じられるように実施している。

v 育児講座・イベントに関して

毎週木曜日に育児講座や親子で楽しめるイベントを実施。土曜日は家族で来る人も多いので「ファミリー講座」を実施。週に2回、一月8回イベントを考えて実施している。保育士が企画から実施、フィードバックまで担当している。商業ビルなので誘客も大事だが、まずは公共としての機能を充実させていかなければならない。

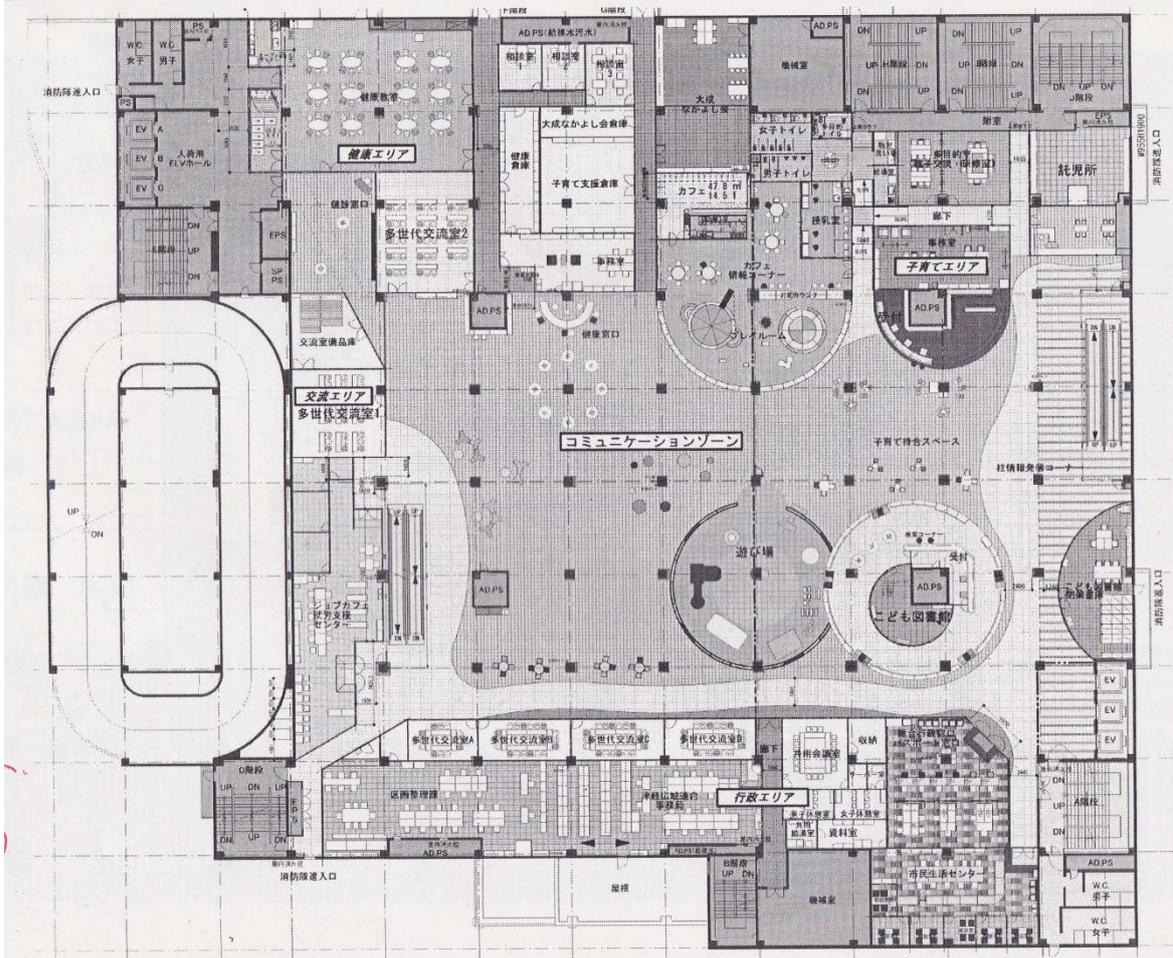
当施設は子育て支援の視点を中心としているが、週2回の講座を中心に、家庭教育支援にも資する部分がある。

vi 育児講座・イベントの具体的状況（尾崎氏）

非常に人気があり、参加者多数。1か月前から申し込みが始まるが、初日には定員が埋まってしまう。ベビー広場（1歳半までの乳児対象講座）では20組までが限界だが入りきらない。そのため午前・午後に分けるようにしている。

子育て支援センターフロア構成

3F



子育て支援センターフロア構成（当日配布資料より）



カフェ 情報コーナー



プレイルーム



カフェ



託児所



遊び場



金川浩人氏・尾崎暁子氏

・3世代交流講座 育児講座 (内容)

講座名	講師	月日 時間	場所	活動内容	参加者数
アウトドア初心者講座	青森県立覚珠山青年の家 佐藤元伸	8月3日(土) 11:00~12:15	多目的室	これからのアウトドアシーズンにむけて、はじめてキャンプやアウトドアデビューのための気をつけておきたいポイントを実際の用具を使って説明をうけた。また実際にテントを参加者皆でたて、撤収の仕方まで実践してみた。最後に木を削ってストラップを作った。お父さんの参加も2名あった。	19名
親子体操教室	アスリート 葛西伸昭	8月10日(土) 11:00~12:15	健康ホール	親子一緒に手をつないで、曲に合わせて歩いたり、しゃがんだり、ジャンプするなど柔軟体操遊びをとりいれながら行った。なわとびを使い親子一緒に飛んだり、くぐったりした。休憩時間をとり、水分補給した後、マットや跳び箱、トランポリンを使った運動を楽しんだ。	62名
お絵かき教室	イラストレーター こばまゆ	8月15日(木) 10:30~11:30	多目的室	シールを使って、それが何に見えるかをクレヨンや絵の具、サインペンを使って自由に描く。出来上がったお絵かきを皆でみて、先生がどんなところがいいのか全員に話した。	45名
夏祭り	職員	8月29日(土) 11:00~12:15	なかよし会 多目的室	夜店ごっこ風に屋台を色々準備し、そのお店を親子でまわり楽しむ。お化け屋敷も最後に体験する。	105名
ハンドマッサージ	ハンドマッサージ インストラクター 半澤由加子	8月24日(木) 11:00~12:15	多目的室	アロマオイルの効能や香りを楽しんだあと、自分でマッサージオイルを作り、3人1組になり、お互いにハンドマッサージをすることで、マッサージの技術取得と参加者同士交流した。	25名
しあわせ未来予想図	青森県立保健大学 教授 佐藤恵子	8月30日(金) 10:00~12:30	多目的室 託児室	アビオアオモリ共催事業 4回講座4回目 こどもは別室で託児。佐藤先生のお話のあと、参加者がそれぞれの体験を話し、自分を見つめ直し、自分の可能性を再発見する機会になるよう話し合う。	29名
小児科の先生のQ&A	城東こども クリニック 松原徹	9月7日(土) 15:30~16:15	多目的室	事前アンケートで質問を受け、それについて1つ1つ答えてもらった。さらにその場で参加者からも質問を受け、とてもわかりやすい説明だったため、参加者全員が満足できた講座となった。	31名
つきき広場	パピークラブ	9月14日(土) 11:00~12:15	多世代交流室2	はじめに間伐材についてペーパースーツをつかって、説明をうけ、その後ヒノキの間伐材でつくられた1万個の積み木を使って木の感触を楽しみ、親子で作りました。	44名
アロマ体験	長谷川さなみ	9月19日(木) 10:30~11:30 11:30~12:30	多目的室	色々なアロマの香りを楽しみ、その中から好きな香りをブレンドし、重曹、クエン酸、コンスターチで入浴剤を作った。	26名
しあわせ未来予想図	青森県立保健大学 教授 佐藤恵子	9月20日(金) 10:00~12:30	多目的室 託児室	アビオアオモリ共催事業 5回講座5回目 こどもは別室で託児。佐藤先生のお話のあと、参加者がそれぞれの体験を話し、自分を見つめ直し、自分の可能性を再発見する機会になるよう話し合う。	28名
ダンボールでキッチン	職員	9月21日(土) 11:00~12:15	多目的室	以前から要望が多かったため実施。ダンボールでままごと用キッチンを作る講座。キットにして渡し、説明を聞きながら完成させた。お父さん参加2名、お父さんが遊び場でお父さんと遊び、お母さんが講座に参加した方も多かった。	43名
足つぼストレッチ	あんよせらびー 境江利子	9月28日(土) 11:00~12:15	健康ホール	参加者が2人1組でハンドマッサージをし、その後足のツボの説明をうけ、音楽にあわせストレッチをしたり、背筋のストレッチの仕方の指導を受けた。夫婦での参加が1組あった。	34名
保健師さんのお話	弘前市 健康づくり推進課 保健師	9月30日(月) 10:30~11:30	遊び場	遊び場スペースでお父さんそばで遊ばせながらお話を聞いた。その後同じ場所で個別相談を実施。「とても質問しやすかった」と好評だった。	33名

以前所属していた子育て支援センターでの経験を踏まえてイベントプログラムを組んでいる。非常に多彩なテーマで開催してきたが、全て保育士で考案している。テーマに関する保護者からの要望は特に出していない。アンケートなどをもって要望を聞くと、学習の内容(英語、リトミック)やネイル、メイクなどに偏ってしまいがちである。今後も商業施設や他の行政部門をはじめ、様々な主体と連携をして展開して行きたい。

妊婦さんにもきてもらって、出産に対する安心感も与えたいが、周知の仕方が難しく参加者はごくわずか。参加してくれた人は満足している。

木曜日の講座はママのリフレッシュをメインに考えて実施。土曜日にも拡大しようとしたが、土曜日は家族みんなと一緒にいうことを好む傾向に。土曜日の講座はほとんどパパが出席している。

「育児講座」活動記録(抜粋)

vii 職員の保護者への接し方について(尾崎氏)

基本的に保護者や子どもの行動に対して「口出しはしない」。例えば子どもが騒いでいる場合も、注意ではなく「ママのそばで一緒に遊ぼう」などという声かけをする。但し、注意しないということも問題になる。他のお母さんたちには不満になる。子どもへの注意がけはしている。いろいろな親がいる。

スマートフォンなどをいじって、子どもや他の保護者と関わらない(関わり方がわからない)親もいる。関わるためにも、上手に遊んでいるお母さん、お父さんをみてほしい。見る事で関わり方の方法を学べる。声掛けが上手だったり、他の子供と遊んでくれたり、そういったことを見るのが何よりも勉強になる。

ただし土日は混雑するため、そうした関わりが難しい。

viii 一次預かりと母親の「リフレッシュ」

母親の「リフレッシュ」のための一時預かりという方針は当初からあった。立ち上げ前に計画策定、アンケート調査を行ってきた中で求められていると感じていた。「M字カーブ」が台形に近い形になってきており、生計を維持するために母親が働かざるを得ない。青森県の女性の労働力率は、全国と比べても高い水準にある。「遊ぶために子どもを預ける」ことに対する世間の圧力はあるが、厚労省も推奨しているし、このような場所が増えていけばそうした偏見も少しずつ緩和されるだろう。現在、買い物や美容院に行くためなどのリフレッシュ利用が全体の8割を占め、学校行事等の幼児によるものが20%弱。

ix 子育て支援の充実か三世同居の推進か

親力の低下をここにきてとても感じる。女性の就労率が高く、保育園でも延長がさらに長引いている（保育園最長 20:00）。子供と一緒にいる時間が減っている。子どもとの関わり方もわからなくなってしまうのではないか。触れ合う時間が少ないとしつけもままならなくなる。プレイルームで疲れて寝てしまっている親も見かける。

そうした就労状況に対して市ではワーク・ライフ・バランス（WLB）のフォーラムを開催している。しかし全体の82%。WLBの取り組みをしたくてもできないという状況にある。育児休業休暇中の補償を1億6千万円くらいかけて実施している自治体もある。3月にかけて、どういう行政からの支援があればWLB取り組めるのかということ、企業をまわってヒアリングを行う。

また三世同居が多いことも考え、親以外が子供とかかわることが重要である。市では「子育てスマイル（住まい）アップ補助事業」で、子育てに適した住環境の創出と定住促進を目的として、住宅を新築・購入またはリフォームする場合に、かかる経費の一部を支援している。中でも三世同居、もしくはスープが冷めない距離の親との関係づくりを応援したい。「三世同居」枠をつくり優遇している。事業実施前にアンケートを行った中で、「子育てを行う上で最も重視する住環境は何ですか」という設問に対し、31.5%以上が「おじいちゃん、おばあちゃんとかかわることができる住環境」と回答した。

保育所の延長保育の時間延長やトワイライト事業など、子育て支援を充実させるのが良いのか、親や家族と一緒にいられる時間、環境を充実させるのが良いのか迷うところである。

(2) 弘前市の公民館活動について（木村氏、金川氏）

i 公民館の概況

合併に伴い、中央公民館が3つある。その他12の地区公民館がある。中央公民館は大きな事業を実施しているので住民に身近な形では運営されていない。ただし中央公民館と協力しながら、市内11小学校区に地区公民館と同じような機能を持たせて予算配分をする「学区学びい講座」を実施している。各公民館で活動はまちまちである。また弘前は学園都市。大学との連携をしながら各地区公民館でいろいろな子育て支援を行っている。また小中学校と連携し「家庭教育学級」を15地区で行なっている。

ii 「キッズネットクラス」

未就学児を持つ子育て中の親が抱える不安や閉塞感の解消、そして親同士・地域住民との情報交換やネットワークづくりを、集団の遊びをとおして築くことを目的としている。もともと生涯学習課で実施していた事業で、軌道に乗ったので、平成 25 年度から中央公民館主管になった。年間 10 回程度子育て支援のイベントを実施。会場となる弘前市総合学習センターは城東地区にある。新興住宅地であるため同地区には保育園が足りていないため始まった。0 歳児も参加可能で、きめ細やかな内容。全国表彰を受けた。

iii 公民館と子育て支援課の連携に関して（金川氏）

深作先生には公民館事業との連携、支援者の育成など提言いただいたが、福祉部局として、公民館の活動（社会教育）など把握できていないという現状があるし、公民館と連携という発想が出てこない。学校との連携は考えつくが、教育支援という発想は出てこない。福祉の視点から入って行ってしまうので、どうしても教育という視点が欠けてしまう。

（3）家庭教育の捉え方

i 金川氏：子供の「ことば」「生活習慣」「コミュニケーション」「生きていくスキル」など、家庭の中で日常生活を送る中で培われるもの。但し働く母親が増える中で、しつけなども新たに取り組まなければならないかと考えている。子育て支援センターはその一翼を担う（家庭での子ども教育の再構築）。

ii 木村氏：生涯学習の最終的な目標は、自分で学んだことを実践、還元する。ボランティア活動をして、自分で得たものを人に還元したり、伝えていくということ（自主的な学び）。

iii 尾崎氏：保育園が家庭的なしつけを担ってしまったので、今の若い親たちに家庭の中でしつけをするという感覚が薄いのではないか。保育園や幼稚園が教えてくれるものと認識されているのではないか。今のお母さんたちは、かっこいいママでいたいという思いがあるので、子育てを教えられることがかっこいいというように考えて（親相互の学び）。

4. 「NPO法人 弘前子どもコミュニティ・ぴーぷる」におけるヒアリング調査

【ヒアリング実施日とその対象】

日時： 2014. 2.18 10:00～11:30

ヒアリング協力者：八柳角弥氏（ぴーぷる 代表理事・事務局長）

工藤英子氏（ぴーぷる 理事）

①NPO「ピープル」概要

「子ども見守り、子どもの育ちを喜びあえる地域社会の構築を目指す」活動方針として、「弘前子ども劇場」の所属メンバーにより平成 17 年設立された。子育て支援から始まった活動は、後に学習支援、まちづくりへと広がり、現在活動の中でまちづくりの分野がかなりのウェイトを占めるようになった（子どもの目線に立ったまちづくり）。活動地域も弘前市から津軽地域、そして県全般にひろがり、震災後は被災地での活動も行う。現時点で

の理事6名、幹事2名。会員170の個人・団体で構成されている。最新の活動として、青森駅ビルに設置された「もくもく～木育広場～」での活動がある。そこでは青森県産の良質な木材を使用した玩具での遊びを通して、人と木や森との関わりを感じ、親と子の心がつながる。また小学生から高校生を対象に「居場所（ぷらっとキャンパス）」を設置し、社会参画の機会支援や「夢」形成などの学習支援を行なっている。

②沿革

最初は「子育て」を次のママにつたえたい思いから始まり、未就園児とそのママ、マタニティママの趣味のひろば「チャオチャオ！」を設置。当時としては珍しい「託児付き」であった。そこに参加した人たちが自らプログラムを立案し実行していく「循環」が見られるようになる。

後に同様の「サロン」が多くなったため転進、7年前から「再チャレンジ応援事業地域実践フォローアップ講座」（文科省委託事業）を実施。子育てを終えた、または子育て中の女性の、社会への再参画支援を行なう。受動的な講座より、ワークショップを通して主体的に係わり。また身近な人々を「講師」として迎えることによりそれが参加者自身のロールモデルとなっていく。

③他団体との連携に関して

「かせげる」「食べれる」NPOを目指した（事前型から事業型へ）。経済を活性化するのも社会的使命の一つ。結果的にボランティアも有償で迎え、職員さん用も可能となった。自分たちの物質的・精神的「自立」感も高まった。そういう意味で他の団体にはたよらない。常に対等な立場で他団体と接している（連携は必要としない）。

また事業費を捻出するため、市や県、企業にアイデアを「提案」する際、特に子育て支援関係の行政窓口ではなく、県や市の商工関係部局や、県の生涯学習課、青少年・男女共同参画課など「フットワークが軽い」部署へ提案していった。「子どもが楽しい町はおとも楽しい」ことは共通認識なので、部署の違いはあまり関係ない。

④支援が届きにくい層（働いているお母さんたち）へのアプローチ（八柳氏）

これまでそうした層には直接的な対応経験がないが、ファザーリング（父親育児参画）講座の実施の際、父親と子どもは講座に、母親はショッピングに行くというパターンがあった。「もくもく」でも土日に同様のパターンが見受けられる。

支援が届きにくいお母さん達にも、今後様々なアイデアを提案し手助けしていきたい。

⑤木育について

「もくもく」はこの1月（2014年）から始まり、一ヶ月間で2000人が参加。遊びを通して親と子のつながりを持ってもらうことが目的だが、親同士の付き合いも育んでほしい。またここで使用している玩具等は、県産の木材を使っていることから地産地消にもなる（経済的効果）。障害を抱える子どもの受け入れも行なっている。そうした子どもを抱える親が抱える悩みに関して、専門家につなげるようにしている。こうした取り組みが評価され、「キッズデザイン賞」受賞。

⑥「ぴーぷる」の今後

スタッフ（人）が重要。人が育っている。機会に恵まれている。ここで学び、子ども支援やまちづくりに興味を持った人が、より専門知識を得るために大学に入り、また実践の場として「ぴーぷる」に帰ってくる。あるいはここでの経験・学びによって、コミュニティカフェを設立したり、「命の電話」スタッフになっている。「夢中で走ってきた10年。これからも夢中で走るだろう10年」。

⑦「家庭の教育力」衰えているのか？

i 「ぷらっとキャンパス」に来る中学生の親のほとんどが共稼ぎ家庭。家庭での親子の会話が昔と比べると少なくなったのではないかと感じる。送迎に関しても、いつもおじいちゃん・おばあちゃん、という子が多い（両親の影が見えない）。そうした時に「自分たちは子の子に何ができるだろう」と考えてしまう（八柳氏）。

ii 「ぷらっとキャンパス」に来る子どもを見る限り、家庭の教育力が弱くなっているとは思わない。楽しくやっている。むしろ「ここに来れない人」が問題。また「もくもく」などでも参加者に対して付かず離れずの距離感を保つが、子どもへの対応に苦慮している人には声をかける。問題は、来れない人たち（来れないママさんたち）にどのような支援ができるのかである。

家庭で身に付けてほしいこと・ものは、「生き抜く力」。あとはどう生きようがよい（工藤氏）。



工藤 英子 氏

八柳 角弥 氏

5. ヒアリング調査全体を通しての考察

以下、今回のヒアリング調査で抽出された、弘前市3機関の家庭教育、子育て支援に特

徹的な側面について、若干のコメントを加えつつ提示する。また各機関のヒアリング対象者にとっての「家庭教育」のとらえ方（定義、概念）をまとめた。

①保健師などの専門職に対する教育

「家庭教育」に対する支援の届きにくい層へアプローチする機会として、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問が挙げられるが、この時点での対応の如何によっては、その後の継続的な支援の可能性を摘み取ってしまう恐れがある。特に保健師などの専門職による育児「指導」は、場合によってこれまでの育児の全否定と母親に受けとめられかねない。青森県教育委員会における専門職教育（「あおもり親楽プログラム」）は、そうした危険性を回避するために、「指導」ではなく対象の話を「聴く」こと、「導き」より先ず「よりそう」ことを重視する。そうした姿勢を養成することにより、継続的な支援の可能性が高くなるだろう。さらには専門職以外にも、子育て支援、家庭教育に直接・間接的にかかわる全ての関係者に対しても、同プログラムは有効に機能するだろう。

他に、やはり県教育委員会「家庭教育支援動画」はネットにも配信されており、支援の届きにくい層も、気軽に・手軽に携帯電話・スマートフォンなどの携帯情報端末で視聴できる。

ただし専門職教育に関して、弘前市は積極的ではないとの事。いかに現場に落とし込んでいくかが課題となる。

②「離育児世代」の係わり

支援の届きにくい層は、地域コミュニティに対する関わりや愛着が弱く、参画意識も低い。そこに「離育児世代」のような地域コミュニティの中核的位置にいる層が支援することにより、子育ての側面のみではなく、支援の届きにくい層の地域への接合が可能となる。ただし離育児世代と「届きにくい層」のマッチングをコーディネートする役割の担い手（例えばNPOなどによるサポート）が不可欠である。

③一時預かり事業と育児主体の多様化

子育て支援の対象および子育ての主体が育児世代、とりわけ女性に集中している。それと関連して、母親が育児よりも個人的な欲求を優先させることに対して、規範の圧力が存在する。こうした中で弘前市駅前こどもの広場の一時預かり事業は、そもそも母親の「リフレッシュ」を意図している。また構造的特徴（オープンスペース）もあってか、同施設の利用および講座やイベントでも父子のみの参加が多く見られるとの事。その間、母親は育児から解放され、施設内別フロアの商業施設でショッピングなど、自分の楽しみを優先させることが可能となる。同様の状況は、NPOびーぷるの「もくもく～木育広場～」やファザーリング講座でも同様に見受けられている。

④子育て支援関連団体や行政部課の「連携」

ミッションを同じくする複数の集団の連帯は、互いの弱点の補完、利点の強化 情報共有により支援対象のニーズを他所につなげることができる。

青森県内で子育て支援NPOは5団体あるが、それぞれ主義主張が異なるため連携が取

りにくくなっている。また福祉部局と社会教育部局は、子育てや家庭教育に関わりながら連携がとれていないようだ。本研究でも中間支援団体・組織による仲介・ネットワーク化等、横のつながりの付け方について検討する必要がある。

⑤「公民館」における家庭教育

県の教育委員会では公民館機能を強化する方針であるが、全ての公民館が熱心に活動しているわけではない（バラバラ）。また活動内容も「事業型」であり、職員も非常勤。必ずしも現今の家庭教育ニーズに適合するものではない。ただし総合学習センター（城東地区）で開催されている「キッズネットクラス」では、未就学児親同士・地域住民との情報交換やネットワークづくりを、集団での遊びを通して行っている。

⑥子育て支援のエージェントとしての大学

弘前大学におけるヒアリングから、地域の子育て支援体制のなかで大学（研究者・学生・施設）が重要な社会資源になり得ることを確認することができた。弘前市の人口構成のなかで、常にある一定の層を形成している子育て中の転入者（多くが専業主婦またはパート主婦）にターゲットを絞った5年間の「育児支援講座」は、弘前市のなかで重要な役割を担っている。また、「子育て準備世代」である学生たちの活動は、現在子育て真っ最中である「子育て世代」、さらには子育てを終えた世代「離子育て世代」とのネットワーク形成へとつながる可能性をもつ。こうして、地域社会における子育て支援のエージェントとして大学を認識すると、実は、庄内地域でも大学発の活動が行われていることに気づく。その一つが庄内子育て応援協議会（東北公益文科大学伊藤真知子研究室）である。主な活動は、庄内地域一円の行政・民間の子育て情報を一元化した「庄内子育て情報サイト TOMONI」(<http://www.shonai-tomoni.jp/>)の企画・運営である。この活動は子育てしながら修士課程で学んでいた女性の大学院生が「こんなサイトがあったら助かる」という発想で山形県に提案し、実現したものである。庄内地域の子育て支援団体が協議会を結成、その事務局が山形県の事業を受託して、サイトのほかに、幼い子どもを育てている母親層を対象とする「再就職準備講座」、親子で防災について考え備える「安心ノート TOMONI」の作成・配布・普及等の事業を実施している。また、スタッフ経験者が子育て支援の任意団体（NPO 法人申請中）を立ち上げ、夏休みの学童事業など、新たな活動を展開しつつある。形は違うものの、大学は地域の子育て支援における重要な担い手であるといえる。

⑦家庭教育のとらえ方（家庭教育概念）まとめ

深作氏【弘前大学】：（県が示している家庭教育概念として）家庭教育は親支援。保護者の学習支援、学びを通じた「気づき」や「自己開発」のための学びと位置付けられている。支援者として離育児世代の活躍が期待できるが、コーディネートを誰が担うのが課題〔親支援としての家庭教育〕。

金川氏【子育て支援課】：「ことば」「生活習慣」「コミュニケーション」「生きていくスキル」など、家庭の中で日常生活を送る中で培われるもの。しつけなども時代に即したかたちで家庭教育に必要。子育て支援センターはその一翼を担う〔家庭での子ども教育の再構築〕。

尾崎氏【主任保育士】：保育園が家庭教育的なしつけを担ってしまったので、今の若い親たちに家庭の中でしつけをするという感覚が薄いのではないか。今のお母さんたちは、かっこいいママでいたいという思いがあるので、子育てを教えられることがかっこいいというように考えて [親相互の学び]。

木村氏【社会教育課】：ボランティア活動をして、自分で得たものを人に還元したり、伝えていくということ [自主的な学びとその還元]。

八柳氏【ぴーぷる】：家庭での親子の会話が少なくなったのではないか。 [家庭での教育弱体化]

工藤氏【ぴーぷる】：家庭で身に付けてほしいのは、「生き抜く力」。あとはどう生きようが自由 [家庭教育のミニマム]。

以上「家庭教育」に対するとらえ方は、それぞれの専門や立場、あるいは経験によってバラバラであり、明確な「家庭教育」の概念把握（および定義化）がなされていないようだ。ただし深作氏の述べた「家庭教育は親教育」という把握は、特に支援の届きにくい層へアプローチする場合、有効に機能するように思われる。

VI 次年度の調査研究に向けて

1. 子育てを保障する支援としての「家庭教育」

家庭教育とは、愛情という絆で結ばれた家族のふれあいのなかで保護者が子どもに対して行う教育であり、子どもが自立した社会人となるためになくしてはならない基盤を形成する。ともすれば個々の家庭の問題と捉えられがちな家庭教育であるが、少子化や地域社会とのつながりの弱体化、保護者の就業環境の変化等、昨今の子育て環境には、個々の家庭の責任のみで解決することが難しい課題が多数存在する。

こうしたなか本報告書第Ⅱ章1.にあるように、政府は平成18年の教育基本法改正において、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」という条文を新たに設けるとともに、家庭教育の支援については国および地方公共団体の責務であることを明記し、同時にそれらの支援は家庭・学校・地域相互の連携協力のもとに実施されることが望ましいとした。

これらを受け平成24年文部科学省「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」では、子育て家庭を社会全体で支えていくことの必要性を指摘し、家庭教育の基本的な方向性を以下のように示した。すなわちその報告書の表題「つながりが創る豊かな家庭教育 ～親子が元気になる家庭教育支援を目指して～」からも明らかのように、親も子も、地域や社会で他者とつながり、関わりあいを持つことによって家庭教育が豊かになること、その結果家庭教育の目的である子どもの社会的自立が促され、子育てを通じて親が自らの人生を豊かにすることができることを強調している。そしてその方策として、①親の育ちを応援する学びの機会の充実、②親子と地域のつながりをつくる取組の推進、③支援のネットワークを作る体制づくり、④子どもから大人までの生活習慣づくりの4つの方策を提案している。家庭教育支援とは、親が元気になるための支援であり、それは子どもが元気になるための支援であること、ひいては支援の輪が広がることによって地域を元気にすることに繋がると述べている。

ややもすれば、家庭教育支援は親が子どもに対して自信をもって躰や教育を担うことができるような親教育と受けとめられがちであるが、今求められている「子育て支援」とは、ひとりひとりの子どもが持って生まれた能力を十全に発揮できるように親がその発達を支援するための支援、つまり「子育ての保障」としての支援へと転換が図られたとよい。こうした見方を、子育て支援に関わる誰もが共通に理解しておきたい。

2. 乳幼児をもつ親に対する養育支援と親の育ち支援

「子育てするなら山形県」と言う標語のもと山形県は子育て支援の充実を図り、そしてその施策を実現すべく酒田市では子育て支援に関するさまざまな施策を展開されている。しかしながら、今回のヒアリング調査からは、子育ての担い手である保護者の支援、すなわち子育てを促進するための場や知識の獲得を支援する施策や、育児準備世代である中高生への施策を更に推進する必要があることが浮き彫りとなった。ことに今年度集中的に検討した未就学児の場合、保健師や保育士による養育面での子育て支援は充実してきているものの、親同士が繋がり互いを元気にするような支援はこれからである。働く保護者の場合には利用する保育園幼稚園あるいは認定子ども園等において支援を受けたり支援しあう

可能性があるが、それらの機関を利用していない 3 歳未満の子どものうち約半数の保護者には、それらの支援は届きにくいのではなからうか。

親は子どもが生まれたからといって、すぐに親になれるわけではない。書籍やネット上ではこう書かれているが、果たしてそれでよいのだろうか。どうも書かれていることとわが子の場合とは異なるが、それは心配すべき事柄なのかそれとも個人差とみなしてよいものなのだろうか、子育て中の親は悩みや不安が尽きない。子育ての楽しさや辛さを互いに共有しながら、支援し支援されながら、親子がひととの関わりの中で自信を持って子育てし、子育てできる環境を整えること、また関連する組織間のなかだちをすることが行政の課題であろう。

3. 子育てをめぐる諸要因と育児観や親子の育ち支援に関わるニーズの把握

次年度は、これらの施策を進める上で欠かせない、子育て現役世代や離子育て世代、子育て準備世代の育児観を明らかにするとともに、今回のヒアリングでは十分に捉えられなかった、支援を十分に活用していない、あるいは活用できていないことが懸念される保護者について、保護者の就労状況や経済状況あるいは家族構成等の要因とを重ね合わせながらその意識や親支援に関わるニーズをより鮮明にしたいと考えている。子育て支援に関するニーズを探索するとき、日頃それらを利用している層のニーズは浮かび上がってくるが、支援の必要性がありながらその必要性を意識していない層のそれを捉えることは容易ではない。今回報告書をまとめるにあたって参考にした平成 25 年度酒田市ニーズ調査では、在宅保育世帯の回収率は半数に満たない。今後障がいをもつ子どもやその親、一人親世帯の子どもとその親、不登校やひきこもりの子どもとその保護者等、課題をもつ世帯への子育て支援に加え、一見子育て支援に対するニーズが表面化していない祖父母が子育てを担っている世帯や保育園等を利用せずに母親が主として子育てを担っている世帯へ向けた支援を考慮するうえでそれらの調査は必須である。

4. 一方通行の支援からつながりの支援へ

また先のニーズ調査によれば、酒田市において両親と祖父母もしくは祖父・祖母のいずれかが同居する家庭は、前回 2008 年調査時では 45.3%であったが、今回 2013 年調査では結果のまとめ方が一部異なるため単純な比較はできないものの、祖父母との同居の割合は 31.3~37.7%程度と核家族化が一段と進行している。また本市では 20 歳以上の女性の労働力率は全国平均よりも 10 ポイント程度高く出産後も働く女性が多い。このふたつの事実を重ね合わせると、核家族化によって離育児世代の育児の方法や考え方に触れる機会が減少するとともに、就労によって育児世代同士が互いに生の育児情報を提供しあう機会が限られてきていることが予想される。ニーズ調査において気軽に相談できる場所がないと回答した保護者が 38.0%と高い割合を示したという事実は、都市部同様、酒田市においても「孤育て」化が進行していると言わざるを得ない。親支援を考えるとき、親同士のつながりを支援するという視点を忘れてはならないだろう。一世代前に比べ家庭教育が困難になってきているという認識をだれもが共有し、子育て中の若い親の孤立を防ぎ、安心して子育てができる街をめざして、家庭・地域・学校・行政が連携をとるための基礎的なデータの収集を図っていききたい。

5. 家庭教育における地域連携に関する実態把握

地域活動の拠点として存在するコミュニティセンターは、「地域住民に自治的活動の場を提供し、市民の手による望ましい地域社会づくりの推進に資するため」に設置された組織である。保護者が子育てに関する情報や行動を共有する場として大きな役割を果たすことが期待されるが、実際の家庭教育に関する取組や利用状況について、来年度の調査によって明らかにしたい。

また今年度のヒアリング調査から明らかになったことは、対象児童数の違いや家族構成などが反映し、同じ酒田市内であっても可能な子育て支援のあり方が変わってくるという事実である。例えば松山地区では保健師と子育て支援に関わる職員がチームとして関わり、個別に家庭を訪問することが可能であるが、中心市街地の場合には、担当する児童が多く、アウトリーチ的な関わりは困難な状況にある。限られた資源を用いて、地域の特性を踏まえた支援のありかたが検討されなければならないだろう。ことに子育て支援センターや保健師の働きかけがむずかしい中心市街地の場合にはコミュニティセンターや NPO との連携を図ることが極めて重要だと言える。

6. 子育て支援をめぐる組織間の連携

さらに出生前から乳幼児期児童期青年期と切れ目のない支援を行っていくためには、行政の組織を越えた支援が必要である。これまでの職員同士の個人的な連携から、だれが支援を担ったとしても実現可能な組織間の連携を図ることが期待される。未就学児の場合保育園幼稚園等との連携が欠かせなかったのと同様、就学前後から小学校との連携、その後中学校高等学校といった教育機関との連携が必須となっていく。今回はほとんど言及していないが、健康課、子育て支援課、教育委員会社会教育課に加え、PTA を含め学校教育課との連携が欠かせないし、働く父親や母親に対する親支援を充実させていくためには商工港湾部商工港湾課やコミュニティセンターを所管する市民部まちづくり推進課等との連携も視野に入れていく必要がある。

7. 家庭教育に関わる職員やスタッフの支援スキルの向上

酒田市では「こんにちは赤ちゃん事業」をはじめとしてさまざまな支援が充実してきたが、子育て支援には保健師や保育士・幼稚園教諭のほかに、医師やソーシャルワーカー・心理士あるいはボランティアなどさまざまな人や組織が関与する。理想的には、保健師と保育士あるいは保健師と心理士といった異なる視点をもった専門職の組み合わせによる事業が望まれるが、昨今の財政的人的資源的には困難があることもまた事実である。したがって、生後間もない時期に親子と出会い、それは保護者と接する数少ないチャンスであることを考えるとき、保健師が子育て支援において果たす役割は極めて大きい。

また平成 20 年に改正された保育所保育指針や幼稚園教育要領では、保育園・幼稚園における「保護者支援」の機能が明記された。乳幼児と接する保育士や幼稚園教諭が子どもの育ちを支援するうえで果たす役割もまた大きい。支援者の子どもの発達に関する知識やスキルの向上もまた課題である。

子育て支援センター職員へのヒアリングでは職員配置にゆとりがなく、現状ではかなり難しいという認識が示された。子育ての主体は保護者であることを認識しつつ、支援者は

指導ではなくあくまでも「聴き役」「支え役」に徹することも必要であろう。将来的には行政や保護者とともに関係するプログラムを作成することもひとつの方策だと思われる。

8. 父親の育児参加の促進

酒田市の中心市街地に立地する酒田子育て支援センター職員や松陵地区を担当する保健師のヒアリングでは、若い世代を中心に少しずつ父親が子育てに参加し始めている様子が見えてきた。しかしながら支援センターの利用者は圧倒的に母親であり、こうした施設の利用に二の足を踏む父親も多いのではないかと考えられる。

弘前駅前子ども広場「ヒロロ」は、市の出張所機能に加え、専門店や飲食店街を併設したビル内に設置されたオープンな子育て支援施設であるため、土日祝日には父親の利用が多く、母親が買い物や所用を足している間に父親が子どもを遊ばせる姿がよくみられると言う。父親の積極的な育児参加を促すために父親の育児観や育児行動に関する調査も検討したい。

引用・参考文献

(Ⅱ章－1)

- 本田由紀 (2008) 『家庭教育の隘路—子育てに強迫される母親たち』 勁草書房.
- 門脇厚司 (1999) 『子どもの社会力』 岩波書店.
- 門脇厚司 (2010) 『子どもの社会力を育てる—新しい「学び」の構想』 岩波書店.
- 増山均 (2009) 『子育て支援のフィロソフィア—家庭を地域にひらく子育て・親育て』 (株) 自治体研究社.
- 村田晶子 (2001) 「現代の教育改革における家庭教育施策の問題性—女性と家庭の位置づけを通して」『フィロソフィア』第 89 号, 早稲田大学哲学会 (広田照幸編著, 2006, 『リーディング日本の教育と社会③子育て・しつけ』所収, pp.166-77)
- 中藤洋子 (2013) 「家庭教育政策の動向と課題—多様な学びを保障する社会教育の充実こそ」日本子どもを守る会編『子ども白書 2013』本の泉社, pp.136-7.
- 大沢真理 (2014) 『生活保障のガバナンス—ジェンダーとお金の流れで読み解く』有斐閣.
- 住田正樹編著 (2012) 『家庭教育論』放送大学教育振興会.
- 山形県幼児共育推進本部, 「山形の未来を創る幼児共育」(リーフレット), 山形県教育庁生涯学習振興課.

(Ⅱ章－2)

- 浅井春夫 (2007) 「子どもの貧困と児童福祉の課題」『子ども白書2007』草土文化
- バートレットH.M. (1970) 『社会福祉実践の共通基盤』(=1978、小松源助訳) ミネルヴァ書房
- 弘前大学生涯学習教育研究センター (2013) 『大学の力を活用した子育て・子育て支援システムの検討 研究報告書』弘前大学生涯学習教育研究センター
- 一番ヶ瀬康子監修 (2003) 『児童福祉の原理と展開』一橋出版
- 伊藤清 (1939) 『児童保護事業』常盤書房
- 子どもの権利条約総合研究所 (2013) 「子育て・子ども支援の新たな展望を拓く—『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2012 in 目黒から」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの居場所ハンドブック』日本評論社
- 小泉広子 (2013) 「保育新システムと子どもの権利」日本教育法学会『日本教育法学会第43回総会報告要旨・レジュメ集』
- 小西祐馬 (2008) 「『子どもの貧困』への視点と克服の展望」『子ども白書2008』草土文化
- 小西祐馬 (2009) 「子育て家族の経済状況と子どもへの影響」『子ども白書2009』草土文化
- 子育て学ネットワーク編 (2008) 『なぜ、今『子育て支援』なのか』学文社
- 厚生省児童局 (1963) 『児童福祉白書』厚生問題研究会
- 熊野隆治 (1939) 『みかへりの塔』大阪修徳学院
- 倉橋惣三 (1929) 「児童保護の教育原理」『社会事業大系2巻』中央社会事業協会
- 黒木利克 (1964) 『日本の児童福祉』良書普及会
- 増山均 (2009) 『子育て支援のフィロソフィア』自治体研究社
- 松下圭一・小川利夫 (1980) 「対談 市民文化の創造と社会教育」『地方自治通信』No.128

松下圭一（1986）『社会教育の終焉』筑摩書房
文部省（1965）『わが国の社会教育』帝国地方行政学会
文部省社会教育局（1959）『社会教育十年の歩み』文部省
村田晶子（2001）「現代教育改革における家庭教育施策の問題性」『フィロソフィア』39号
（=2006、広田照幸『子育て・しつけ』日本図書センターに所収）。
中村強士（2011）「格差と貧困をひろげる保育の新システム」『子ども白書2011』草土文化
中藤洋子（2013）「家庭教育政策の動向と課題－多様な学びを保障する社会教育の充実こそ」『子ども白書2013』本の泉社
西山幸代（2009）「早起き、すっきり、夢実現」『子ども白書2009』草土文化
小川利夫（1978）「教育と福祉の間」小川利夫・土井洋一編『教育と福祉の理論』一粒社
小川利夫（1994）『小川利夫社会教育論集5巻 社会福祉と社会教育－教育福祉論』亜紀書房
小木美代子・立柳聡・深作拓郎編（2000）『子育て学へのアプローチ』エイデル研究所
岡本泰弘（2008）「スクールソーシャルワーカー活用事業について」『月間生徒指導』2008年6月号
大橋謙策編（1978）『社会教育と地域福祉』全国社会福祉協議会
逆井直紀（2009）「経済危機の中の子どもたち」『子ども白書2009』草土文化
高江幸恵（2003）「育児負担から見た育児支援」『子ども白書2003』草土文化
田中耕太郎（1961）『教育基本法の理論』有斐閣
留岡清男（1940）『生活教育論』西村書店

（VI章）

繁多進編（2009）子育て支援に生きる心理学 新曜社
文部科学省（2012）家庭教育支援の推進に関する検討委員会 平成24年3月
（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/03/1319222.htm、2014.3.1 閲覧）
文部科学省（2006）教育基本法
（http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/06121913/06121913/001.pdf、2014.3.1 閲覧）
酒田市（2013）ニーズ調査の単純集計結果（未就学児分）未公開
菅原ますみ編（2012）御茶ノ水女子大学グローバルCOEプログラム 格差センシティブな人間発達科学の創成 第1巻 子ども期の養育環境とQOL 金子書房